

---

令和2年大和町議会9月定例会議会議録

---

令和2年9月3日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時58分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

関係者お集まりですので、会議を開いてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番児玉金兵衛君、3番佐々木久夫君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

皆さん、おはようございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

1、（仮称）大和町生活応援商品券について。

7月の随時会議において、新型コロナウイルス感染症対策関連補正予算が可決されました。目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街の支援をすることで、地域経済の活性化及び町民の生活支援を図るものとありました。販売総数1万2,000セットで、内訳として地元限定券6,000セット、全店共通券6,000セット（大型店を含む取扱店）であります。今回は3割増とあり、購入希望者も多いと考えます。

以下についてお伺いします。

1、商品券の販売日について。

令和2年10月1日（木曜日）予定となっています。平日に購入できない共働き世帯への対応は考えておられるのか。また、購入できるセット数によってはさらに不公平感が増します。どのように考えているのか。

2、既に終了しているが、経済産業省のキャッシュレスポイント還元事業や、9月から始まる法務省のマイナポイントなど、キャッシュレスでの経済対策をとっている自治体もあります。共働き世帯や若い人向けに導入すべきではないでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの千坂議員の質問、大和町生活応援商品券についてのご質問でございます。

初めに、1要旨目の発売予定日でございますが、本年10月1日として、利用期日は来年1月31日まで利用が可能とするものとこの前ご説明しておりました。その後、商品券取扱い店につきましては8月中にくろかわ商工会で募集を行っており、販売方法等の協議を行い、その詳細につきましては、町の広報誌9月号及びくろかわ商工会発行のチラシにて町民の皆様にもご周知をしているところであります。

その概要でございますが、販売につきましては、9月27日日曜日、まほろばホール。あと、10月4日日曜日、ふれあいの森。南部コミュニティーセンターですが、ふれあいの森での販売となり、完売しなかった場合は、全店共通券につきましてはくろかわ商工会大和事務所、地元限定券は取扱い販売店での購入が可能となりますが、全店共通券の購入につきましては、9月の区長の配達と一緒にお配りしております購入引換券により購入いただくものとしております。

また、購入に際しての制限でございますが、全店共通券につきましては1世帯当たり2セット、地元限定券については1人当たり2セットまで購入可能とするものであります。また、地元限定券につきましては、9月27日及び10月4日の販売日以外の販売は4セットまで購入できるものとしております。

以上のように、より多くの世帯に購入をしていただき、より多くの商店等でご利用

できるように配慮しているところでございます。

ご質問のありました初日の販売日につきましては、日曜日の販売とし、販売場所についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、2か所での販売としております。

この割増商品券発行事業につきましては、これまで地元商店街での購買促進を図ってきたところであり、その事業効果は、町内50店舗以上で利用され、一定の効果があったと思っております。また、くろかわ商工会及び加入している商店街の皆様方のご意見をお伺いしましたところ、支援策の緊急性もあることから、既に定着している割増商品券発行事業での支援を望むとのご意見であり、さらに今回は大型店舗等での利用も可能としましたことにより、町民の皆様方の生活支援も図られるものと考えております。

次に、2要旨目のキャッシュレスによる経済対策についてであります。

キャッシュレスポイント還元事業は、昨年の消費税引上げに伴い、需要平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性の観点を含め、消費税引上げ後の昨年10月から今年6月までの9か月に限り、中小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援することで消費喚起を後押しするとともに、事業者、消費者双方におけるキャッシュレス化を推進する経済産業省の事業であり、本町事業所においても20業者が加入しておりましたが、今年6月末をもって終了しております。

また、総務省で今年9月から実施するマイナポイントにつきましては、マイナンバーカードを使って予約申込を行い、ICカード、電子マネーや、スマートフォンを利用したQRコード決済、クレジットカードのキャッシュレス決済サービスを選んで現金チャージや買物をすると、そのサービスでご利用金額の25%分のポイント、上限5,000円分が付与される仕組みとなっており、マイナンバーカードの普及促進とキャッシュレス決済を普及する事業であります。本町においても、まちづくり政策課窓口に端末を設置し、ご自身で手続きが難しい方へのマイナポイントの予約申込みのため支援を行っているところでございます。

このように、官民を挙げてキャッシュレスを導入する動きが加速しているところであり、本町においても、納税者の利便性を図ることを目的として、平成30年4月より、町税や国民健康保険税等の納付につきましてクレジットカード、さらには本年4月からはスマートフォンアプリを利用して納付が可能とするとともに、マイナンバーカードにつきましても普及促進を図っているところでございます。

ご質問のキャッシュレスでの経済対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、山形県酒田市の取組であります。市内中小店舗でスマートフォンのアプリを使ってQRコード決済を利用した客に、購入額の最大3割分を還元するキャンペーンを秋から3か月行う予定で、地元での消費喚起を促す目的で実施、また岩手県花巻市でもキャッシュレス決済サービスp a y p a yを利用すると最大20%戻ってくるという、市内中小事業所の加盟店の売上向上とキャッシュレス決済のさらなる促進を目的に行う、東北では初めてのキャンペーンを行うとのことであります。

本町においての新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策は、先ほどの生活応援商品券を初め、事業継続応援補助金、事業継続支援金等により実施してきておりますので、キャッシュレスでの経済対策については、今後他自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問のとおり、キャッシュレス決済は今後の共働き世帯や若い人向けに導入普及を図っていく必要があるとも認識しております。

現在黒川商工会において、事業者を対象としたキャッシュレス対応の窓口相談事業等を実施しているところでありますので、導入促進に向け、今後も引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

それでは、再質問をさせていただきます。

先月か先々月かちょっと覚えていないんですが、隣町の商品券を買う機会がありまして、例えば平日だったので、私が行ったときは、ご年配の方と言ったらいいんですかね。私が一番年下のように思えるような方々が並んで、もう開店前から列を作っておりました。

今回、先ほどの答弁で、いろいろコロナウイルスに関して、ソーシャルディスタンスを取りながらやると思うんですが、販売所近くというようなイメージでいるんです。泊まる場所があって、今コンビニでもそういうふうになっていると思いますけれども、その後の、屋外から、屋外での対応というのはどのようになっているのかとい



うのを聞きしたかったんですが。

それと併せて、申し訳ないです。話が前後になりますけれども、それで隣町の商品券買いに行ったんですが、町外でも買えますかというお話をしたら、町外は買えませんと言われたんです。私も頼まれて行ったものですから、女房に買えなかったという話をしたら、その町の商工会に電話して問い合わせたみたいで、買えますと言われたので、次の、同じ店じゃなくて別の店に行って、そしたら買えたんです。ただ、それでもやっぱり屋外は行列ができていう状態で、定員の方も忙しそうで、そういった周りに気を配るような対応にはなっていなかったという状態でした。

今回も日曜日ということで、かなりの購入希望者の方々が来られると思います。屋内はイメージつきますが、屋外でのそういった対策というのはどのように考えておられるのかお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

販売の仕方の中での対応ということだというふうに思っております。

先ほど申しましたとおり、まほろばホールと杜の丘のコミュセンで日曜日に販売をするということで、基本的にはその日曜日になっております。

その対応ということでございますけれども、当然といえますか、中に入ってから、入るときは、例えばまほろばホールでいいますと、検温をして、今度新しく購入する検温器がございますので、それで検温をしながら列を作ってもらって対応するということになります。3列に並んでとか。

それで、屋外でございますけれども、屋外につきましては、基本的に玄関は正面玄関から入ってもらって、そして一番奥の大会議室になるわけですが、その前段外に、当然といえますか、人が多ければそこになると思いますが、正面から、北に向かって正面ですが、ちょっと左側のほうに、まほろばの裏側といえますか、あちらのほうにずっと並んでもらうような形で考えております。カラーコーンとか当然準備して、また商工会の役員の方々にも、その外にも立っていただいて、そしてそういった注意を喚起しながら間をとってもらおうとか、そういった形でやりたいというふうに思っています。

道路側の入り口につきましては、当然交通指導係の方についてもらって、道路から

入る車とかもございますので、そういったものにつきましてはやっていただくということでもあります。車で来れば、駐車場に入ってもらって、その列に並んでもらうという形になりますけれども、外側についてはさっき言いましたとおり、まほろばの、玄関から出て左側の裏側といいますか、あちらに並んでもらうという方向で考えておるところでございます。

外につきましても、天気の問題とかもいろいろ出てくるとは思うんですけども、天気良ければですけども、そういったことはありますが、そういったことで準備は整えて、密にならないような対応の中で販売をしたいというふうに考えております。

議長 （高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

対策万全にとつていただいて、販売をしていただきたいと思います。

手元に平成26年度地域消費喚起生活支援型交付金事業における効果検証に関する報告書というのがあります。平成29年4月に内閣府地方創生推進室で出したものです。平成26年度の報告なのでちょっと古いんですが、ただ古いということは、それだけさきからもう対応されているということなので、中身、キーワードだけ言いますと、特に電子カードを用いた電子的な発行手段の活用を強く推奨と、あとはICカードインフラ普及というのがありました。

今回緊急的なものということで、従来どおりの券の販売ですが、中にはスクラッチ型方式を採用したのものもあると。スクラッチ型。どういうものかといいますと、500円分を買うとスクラッチカード、削ってやるやつ、あれが一番もらえると。当たりが100円。外れというのはなくて、チャレンジというのが出てきまして、それが5枚集まると生ビール1杯と。10枚で別な景品とか。そういうのをやって、これ調布市なんですけど、これ最近のやつですけども、毎年、年末恒例となったというふうになっていきますので、もう何年も続いていると思うんです。好評で、やっぱり子供たちにも好評だということ。

こういう商品券というのは購入者分を増すわけじゃないので、誰でも買えばもらえると、そういったやり方ですので、不公平感もかなり少ないと思うんです。だから、もういろいろちょっと研究されて、こういったやり方もありますので、年に、今年度は2回目になりますけれども、1回目は従来どおり、もう1回は別なときっていうの

もありなのかと私は思いました。

2件目に、2要旨目に入らせていただきます。

電子マネーなんですけど、先ほどもちょっとお話ししましたが、電子カードとかICカードというふうに出てきていますが、最近やっているQRコード読みのタイプっていうのもあるんですが、もっと簡単なのが、名前ちょっと出しますけれども、クイックカードペイ。これ登録はメールだけなんです。メールを登録すると、その方宛てにQUOカードが送られると。電子マネーですので、それを開いて読んでもらえば、その分使えます。

やっぱり利点は、送料も必要ない。手続も簡単。管理するのも楽。これ、柄が、QUOカードって見たことあると思うんですけども、余白に絵を入れることもできるんです。例えばアサヒナサブローを入れるとか。そういった特長も出せますので、そういったのもいろいろありますので、そこはやっぱり研究していただいて、より使いやすく、例えばp a y p a yとかっていうふうに限定してしまえば、それを持っていないと使えない。それはその会社の販売の促進ですので、それはそれでまた別の意味でいいと思いますけれども、そういったものもいろいろありますので、いろいろ研究していただきたいと思います。ご意見あればお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

最近キャッシュレスといいますか、そういったものがどんどん増えてきております。特にコロナになったとき、いろいろな、接触という言い方もおかしいんですが、そういったものが少なくということもあつての普及といいますか、そういったのが進んできているというふうに思っています。

お話のとおり、いろいろな方法が今出てきているようであります。サービスの仕方ということ、先ほどのことも絡むのかもしれませんが、やり方についてはいろいろな方法があると思っておりますし、そのやり方、方法について町が考えるということもあろうし、あるいは商工会の方々が使いやすい、あるいは消費者の方が使いやすいというんですか、そういったものも考えていかなければいけないと思っております。

今までサービス券とかそういったものについては割増という形の、紙媒体でやって

いるところもありますけれども、さっきお話のあったいろいろなところでは、違った形で同じようなサービスといたしますか、提供の方法がいろいろ考えられておりますので、今後そのキャッシュレスというか、カードの普及といたしますか、そういったものと併せて、そのサービスの提供の仕方もいろいろ変わってくるんだというふうに思います。今後時代がそういった方向にもう行っておりますので、商工会とかそういった関係者の方々とも相談しながらサービスの方法といたしますか、そういったこともいろいろ研究してまいりたいというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね。ぜひ商工会と密に連携を取っていただいて、進めていただきたいと思いますが、やはり助成というのも大切だと思いますので、例えば機械の導入に補助率3分の2以内で1台当たり6万円を上限として、これは広島の方の市町村ですけれども、そういった、やっぱりそちらの方にもいろいろ助成しないとなかなか普及しないというふうなものがあると思いますので、その辺もやっていただきたいと。

それと、こういった商品券なんですけど、コロナ禍の中、影響がまだまだ出ると思います。傷病者の方々、消費者の方々、あると思いますので、今までも最小の経費で最大の効果を上げているというイメージですので、今後3割とは言わず2割でも構いませんので、継続をしていただければ、やっぱり地域の活性化にもなりますし、これがまた広まっていくと、住みやすい町というふうなイメージも持ってもらえると思いますので、ここは継続的に、また連絡を密にさせていただいて進めていきたいと思います。最後に一言お願いします。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

継続的というお話でございます。

これまでも大和町、アサヒナサブロー商品券とかそういった形で商工会の方と連携をしながら、サービスの割合は動いておりますが、やってきているところでございま

す。

どういったことが、そういった継続、そのままがいいのか、いろいろな方法があると今おっしゃったんですけれども、コロナということも一つ当然あって、今やっていると、特別やっているわけですが、その経済状況とかそういったことも鑑みながら、町として対応できる部分について、いろいろご相談させていただきながら、できる部分についてはやっていくということは、その都度やっていますし、今後もそういった考え方で、必ず全部、ずっと毎年やるということではないにせよ、その辺はあれですけども、その状況を見ながらということではありますけれども、協力してやっていきたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)  
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)  
以上で一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)  
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
再開は午前10時35分とします。

午前10時25分 休 憩

午前10時36分 再 開

議 長 (高平聡雄君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)  
それでは、通告に従いまして一般質問を行います。  
外国製アプリの対応は。

報道によりますと、情報漏洩など危険な外国製アプリの使用を控える自治体が出てきております。本町の対応状況や対応予定をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに外国製アプリの対応に関するご質問でございます。

まず、本町のソーシャルメディアサービス、今後ソーシャルメディアと呼ばせていただきますが、運用状況についてご説明を申し上げます。

近年インターネット上のさまざまなソーシャルメディアは、今や国民の生活において欠かすことのできない重要な情報手段となっております。本町においても、ソーシャルメディアを活用することにより、町民への福祉サービス、子育て情報、施設案内、イベント情報等をタイムリーに伝えられ、効果的な情報発信が可能となると見込まれます。

一方、ソーシャルメディアは、匿名性や一方的な記述が可能であるといった側面があり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引起し、社会に対し多大な影響を及ぼした例があります。

これらのことから、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有効性を十分に活用できるよう、大和町ソーシャルメディア活用ガイドラインを策定し、ソーシャルメディアを運用する場合には、メディアごとに運用ポリシーを定めてアカウントを利用いたしております。

現在運用しておりますのはYouTube、Facebook、Twitterの3つのソーシャルメディアで情報発信を行っているところでございます。ご質問の、昨今報道されております外国製アプリは、中国企業が運営するモバイル向けの短編動画共有アプリでございますが、これも報道によりますと、連携協定等を結んでいた埼玉県、大阪府や神戸市では既に公式アカウントの利用を停止しているとのことでございます。本町ではこのサービスアカウントを有しておらず、当面は先ほどの3つのメディアを活用して情報発信をしていくこととしておりますが、外国製のアプリに関しましては、情報漏洩などの安全保障の問題があるのかないのか、政府が示す方針を注視してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

このアプリですけれども、答弁でも中国企業の運営するアプリということですが、問題点は何かと申しますと、どうしても中国の法律で情報提供の義務化、つまり企業に対して得たものは全て政府に出しなさいという法律になっているわけですし、企業イコールもう政府と、そういうような状態かと思えます。

個人情報保護が問題となって、日本の、先ほどの大阪府や埼玉県などいろいろなところが公式アカウントを停止されたという状況でございます。これから注視をしてみたいという町長の答弁でございましたけれども、今後ともこれらの公式アカウントを取得する意思はないのかどうか、その点、一点お尋ねしたいのと、もう一つは t i k t o k というようなソフトあるいは B u z z V i d e o、こういったような、あるいは W e C h a t、テンセントとかたくさんあって、インドでは59種類のアプリを禁止しているわけですけれども、日本の国家は禁止をするといったようなことはできませんし、ただ指導、こういった点にとどまるかと思うんですけれども、職員の方々の利用状況、こういったものを把握されているのかいないのかということが一つと、もう一つは、職員の方々に t i k t o k などのそういう情報を、個人情報ソフトを通じてバックドアというところから流れ出てしまう、顔認証なんかもそうですけれども、そういったことがないよう、職員の方々にに対して使用を控えるよう指導されるのかどうか、この点をお尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、先ほど申しましたとおり、大和町ではそういったものは使っていない状況でございます。

今後どうなのだという事でございますけれども、その t i k t o k とか特定しているわけではございませんが、今のところは全く予定がないと。新しいものが出てき

たときということもあるんだというふうに思いますが、そういった場合にはしっかりと政府と、我々もなかなか情報が、どこまで取れるかという部分がありますので、やはり政府とかそういったところの方針とかそういったものをしっかり見ながら、もしやるとしても、そういったところの確認をしながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから、職員が t i k t o k とかを使っている状況の把握をしているかという点、それはちょっとしてはならないところでございます。

大分皆さんが使っていると。職員だけではありませんけれども、ということで、多く使っているんだと、話題になって私もちょっと思ったんですが、いろいろな短期のビデオといいますか、ものを作ったりするのに非常に便利だということで、多くの方が使ってやっているということですが、そのとおりのいろいろな情報の管理の問題として今話題になっておるところでございますので、個人の情報も流れるということもありますので、そういったものについては注意をしなければいけないというふうに思いますが、利用するに当たって禁止とかということは、ちょっと今のところやっていないところでありまして、利用状況もちょっと確認していませんけれども、そういった、何と言いますか、こちらで命令するもの、できるかどうかということになりまして、そういったものが、そういう情報、そういった情報が流れる可能性があるとか、そういったことについての情報はやっぱり伝えて、判断は最終的には個人だと思いますけれども、やっていく必要がこれからあるんだろうというふうに思っております。

以上です。

議長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番 （渡辺良雄君）

ちょっとはっきりわからなかったんですけども、今アメリカと中国、かなり外交関係で厳しい状況に陥っていると思います。また、日本においても、尖閣諸島を初め、中国の強圧を受けていると。そういう状況の中で、情報戦というのは非常に激しいものがあると。私も元自衛官ですが、そういった中で、情報が抜かれていくということがやっぱりあるわけです。国がどういうふうにしていくのか、そういったことも踏まえながら、これからも職員に対する指導、これをどうしていくのか。あるいは職員の



使用状況を把握する必要があるのかどうか。これはちょっと頭に入れていただいて、県なり国なりと、そういったときにはどういうふうにするのか、そういった情報も入手して対応をしていっていただきたい。このように思います。

今非常に日本は情報工作に押し込まれているということでもあると思いますので、よろしく願いをします。

それでは、1点目を終わらしまして、2点目に移ります。

景観条例の研究としては、

大和町は、適切な総合計画の成果が表れ、人口2万8,000人の北部中核都市へと成長いたしました。さらには、他に誇れる歴史的な史跡や建物などもあります。また、住宅地域では、店舗跡地などに嫌悪施設が建設される可能性が出てきております。

本町は伝統文化を保持しつつ、住みやすいまちづくりのために、景観条例を研究する時期に来ているのではないのでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、景観条例の研究としてはについてのご質問にお答えをしたいと思います。

景観条例の上位法となります景観法につきましては、我が国の都市、農山、漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、追って国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、平成16年12月に施行されております。

景観法では、まちづくりの担い手としまして景観行政団体を位置づけており、宮城県内では、政令都市の区域は仙台市が、それ以外の区域は宮城県が位置づけられております。なお、その他の市町村は、知事と協議をした上で景観行政団体となることが可能となっております。

景観行政団体は、景観計画を定め、これに基づいて施策を行うことになっております。この景観計画に定める事項は、地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等で、行

為の制限は、建築物及び工作物の形態、色彩、意匠等に制限を設ける等の景観形成基準を定めることで、届出対象行為とすることが可能となるもので、当該制限は、建築物または工作物の利用を不当に制限するものではないように定めることとなっております。

景観条例につきましては、地域の実情に応じて届出の対象となる行為を加えることや、適用除外を設けることなど、景観計画に関係する細かな情報を定めることが可能になるものです。

宮城県の仙台以外の市町村で景観行政団体となっておりますのが、塩釜市、多賀城市、大崎市、登米市、松島町の5市町となっており、その景観条例を制定しておりますのが、塩釜市、多賀城市、登米市、松島町の4市町となっております。

本町は船形山や吉田川、七ツ森に代表される美しい自然や、いにしえから続く歴史の文化が調和する町でありますことから、自然環境や歴史に彩られた町並みの維持保全は重要であると考えております。県内の先進市町の状況や宮城県と相談しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今答弁をいただいたんですけれども、景観行政団体、お調べになっていただきたいんですけれども、一つ、七ヶ宿町が抜けているかと思うんですけれども、これちょっとご確認をいただきたいと思います。景観条例ができていて景観行政になっていないかもしれないんですが、ちょっとお調べをいただきたいのと、それともう一つは、平成27年に加美町が協働の景観まちづくりプランというのを出しているかと思うんですが、これもひとつちょっとご確認をお願いしたいと思います。

それでは、この景観法、今回質問をさせていただいた経緯は、狙いは2つございまして、一つは観光、一つはまちづくり、そういった観点なんですが、事例からお話をさせていただきます。

もみじヶ丘1丁目団地の真ん中付近にあるコンビニ跡地、ここに、しばらく空き店舗になっていた状況なんですが、工事が始まりました。その工事に際し、目の前がのりこ小児科という小児科医院でございまして、その紀子先生が、葬儀社の車が停ま

って、そして工事が始まっていったと。一体何ができるんでしょうというところから話が始まりました。そして、いろいろ問い合わせた結果、小さな葬祭会館を作ると、建設するというような話になって、1丁目が大騒ぎになりまして、何も聞いていないという、そういう動きをしたところ、向こうの企業側も察知をしたと思うんですが、慌てて葬祭会館を作りますというようなチラシを初めて入れたと。それから本当に大騒ぎになりまして、町の行政相談会もしながら。

ただ、あその土地というのが、第1種住居地域でございます。私たちが住むところは第1種低層住宅地域ですか。専用地域といいますか。ここは集会所を含む、何でもできる地域でありますから、私たちが阻止する手段は何もないのかと。市街化調整区域は別といたしまして、町長にお尋ねしますけれども、都市計画法それから建築基準法以外に、こういった土地を、待ったをかけるものがあるかどうか。これはないと思うんですが、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの件につきまして、ちょっと専門的にあれなので、課長がおりますので、課長にちょっとお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほどお話ありました、建物に対する制限に係る法でございます。

先ほど申されましたように、都市計画法それから建築基準法というふうな形で、建物の大きさ、そういったものの区画に関しての基準については基準法で定められている。あと、建物を建てられる区域というような形の中では、都市計画法の中で用途地域というような形で定めております。あと、その種類の中でということで、今回景観法でもございますけれども、その形といいますか、そういったものについては、その指定をされればというような形にはなるかと、そういう前提はございます。

あともう一点、冒頭でお話しいただきました景観行政団体でございますが、よろしいですか。そちらにつきまして、七ヶ宿町と加美町でございますが、そちらにつきましては景観法に基づく行政団体というような位置づけではございませんで、各町が独自で条例それから計画を立てられて、その中で運用を図っていくというような団体で、2町がやっております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

時計を見ると焦ってしまって。

先ほどの事例の続きですけれども、住民側としては、葬祭会館やはり拒否だったんです。気持ちは拒否。しかし拒否する手段がない。強引に拒否すれば、じゃあやめますと、その代わり損害賠償をしてくださいと言われても、何ら抵抗はできない。こういうことになろうかと思えます。もう既に、ちょっと長くなるのでそれはカットします。

結果的に、住民説明会を開いていただいて、そして住民とその業者とやりとりをする中で、いろいろそごが出てきて、こういったことを守ってほしいとかなんとかという、来ないでくれということではなくて、来るのは諦めて、来る以上は私たちの言うことも聞いてくださいということいろいろな条件を提示していったわけですけれども、その中でいろいろなそごが出てきて、業者の方は、今回は違う目的で使用しますということで、葬祭会館は今のところなくなったかのように思いますけれども、いつ何時手のひらを返して葬祭会館を、旗を、店の造りはそのまま今建築進行中ですので、いつ何時やっぱり葬祭会館をやりますというふうに言われるか、それは分からない今の状況なんです。

景観法、景観条例、少し景観条例をひも解いてみますと、景観条例で定める中身で、建築物の新築、増築、改築、移転、外観変形、そのほかたくさん、そういったものが景観条例で、町が指導できる。そのようになるというふうに書かれていますが、その認識で間違いがないかどうかお尋ねをいたします。詳しい課長の答弁でも結構でございます。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
それでは、この件につきましても課長からお答えいたします。

議 長 (高平聡雄君)  
都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは、またご質問にお答えをしたいと思います。

景観条例によって、その規制というような形になりますが、それはいわゆる景観計画を定めまして、環境保全となった段階で、それは皆様との合意の中で景観条例というようなものが可決された場合に、その地区ごとにふさわしい景観というようなものの指定がございまして、そういった新たな地区を指定する形の中でその制限をかけるというような形のものは可能という条例、法的にはなっております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)  
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

今答弁をいただきまして、可能ということでございまして、もしこの条例があれば、当然開発業者の方もこの条例に基づいていろいろなことを考えてくるということになるかと思えます。もみじヶ丘の団地の静かな町のど真ん中に葬祭会館ができるについて、住民側としても町を通じていろいろな意見を出せると、こういうことになるかと思えます。

今は全く勝負できないわけでございまして、これはもみじヶ丘だけじゃなくて、今1丁目ですけれども、2丁目にも空き店舗がございまして。それから、3丁目にも空き店舗がございまして。それから、吉岡では前回対立候補が選挙事務所にされた、あそこが1店舗空いているんでしょうか。そういった空き店舗もございまして。そういったような空き店舗とか、そういったところで行く行く争いが起きる。そういうようなもの

を阻止するためにも、この景観条例というのは、私は必要ではないかと。だから、急ぎ景観審議会を作っていただいて、検討をしていただき定めるといふ、考える場合はでしょうけれども、そういったような手続を急いでいただけたらというふうを感じるわけです。

それから、もう一つは、宮城県は、景観条例というのは、宮城県と山形県ですか。東北では定めていないわけですが、それに代わる宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例というのを宮城県は定めております。

やはり大和町でもしこの景観条例、そして景観行政団体になったならば、国や県から補助金をゲットできるのではないかと私は思うんですが、その辺は詳しくは分からないんですけど、今先ほど同僚の佐々木議員が、昨日武道館の修繕、それから将来にわたってのと、そういったものも景観条例を作って、そしてそれを町単独ではなくて、県や国から予算をいただいてやる方法があるのではないかと。

それから、「殿、利息でござる！」で、映画見ましたけれども、あんなセットを町長、あの裏あたりに、神社もございますし、あの裏から前のお店、何のお店だったですか。裏の小道がある、名前が出てこない。自衛隊の前に店を移された八幡はなぶさ、あの通りなんかは、映画のセットのようにしていただいて、飲み屋なんか集めてもらおうと、あそこ人でいっぱいになるんじゃないかと。そして駐車場を作ってもら、大型バスが停まるような駐車場を作ってもら、そんなこともあるんですけど、余計な話をしていますけれども、そういった町並みを作っていく。これは、埼玉県で立派に先進事例がありますよね。物すごい人です、今。江戸村じゃなくて、何だったですか。物すごい状況です。人いっぱいです。売上が100倍近く伸びたんじゃないでしょうか。そういったような、人を呼び込む、そういった手段もできると。

補助金をもらってそういう町を作っていくことが可能なかどうか、そこまでははっきり分かりませんが、でもそういう手法もあるんじゃないかと思うんですが、大和町の観光行政、町長も点から面へというお話もされていらっしゃいます。ですので、そういったことも、その景観条例も、そういったことに役立てるといふような方向で条例制定をして、予算を分捕ってくると。そういったこともお考えになってはいかがかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議長（高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

景観条例を活用して、そういった観光とか、そういったものに大いに活用するということ、そういったことは大変有意義なことだというふうに思います。

景観条例というものについて、どこまで条例でそういったものが決められるのか。見た目といいますか、そういったところと、その事業の内容まで組込めるのか、そういったこともちょっといろいろ課題といいますか、研究していかなければいけないというふうに思っております。

景観といいますか、大和町そういった時期というか、景色とかそういった歴史もありますので、独自の景観条例というのもやっているところもあるということです。いろいろ研究はしてまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、今渡辺議員がお話のような、いろいろな国からの支援とかもいただけるということであれば、それはそういったことで活用することは大事なことだと思いますので、この景観条例、その内容について、先ほど申したところでございますけれども、いろいろ研究して、活用できるものかどうか、そういったものを研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

大和町の中心部に、歴史あるお料理屋さんの建物が先日撤去されて更地に返りました。あのお店のあの小道を通過して玄関に入る、もうそういったことは味わえないんだと思います。景観条例があって、あそこを守ろうとすれば予算つぎ込めた、つぎ込めればあれが残っていく。そして、観光でお客様を引き込む。そういったことも可能だったのではないかなんて空想するわけですけども。放っておけば古いものは全部なくなってしまう。こういったことをお考えいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時15分とします。

午前11時06分 休憩

午前11時14分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番藤巻博史くん。

13番 (藤巻博史君)

では、通告に従いまして2件質問をいたします。

まず、1件目でございます。

生活保護世帯へのエアコンの設置についてでございます。

今年の夏も記録的な酷暑が続いております。厚労省は、2018年6月に、本年4月以降に保護を開始された生活保護世帯にエアコン購入費等の支給を認める通知を出しました。

1件目でございます。この年、2018年4月以降の生活保護を開始された方への周知、活用がされているか。

2件目。2018年3月以前の受給者は生活費のやりくりにより自力で賄うとあります。現実には生活扶助基準の引下げなどにより困難がございます。しかし、命を守るためには必須なことでございます。自力によるエアコンの導入は進んでいるのでしょうか。

以上2件でございます。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、生活保護世帯へのエアコンの設置についてでございます。

大和町にお住まいの方が生活保護を受けようとする場合には、宮城県仙台保健事務所による面談及び現地調査等を行った後に、宮城県事務所が保護決定を行います。生活保護に関わる事項の決定、廃止等の各種調査への支援、情報共有なども、町も関わっておりますが、最終的な可否の判断は保護の実施機関であります県の事務所で行っ



ておるところです。

2018年、平成30年ですが、6月の国の通知は、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、一時扶助における家具什器費として、冷房器具の購入に必要な費用の支給を認めるというものでございます。

支給の要件といたしましては、保護開始時に持ち合わせがない場合、単身の被保護世帯であり、長期入院、入所後に退院、退所したとき、新たに単身で居住を始めるとき、エアコンの設置持ち合わせがない場合。災害により喪失、災害救助法等、他制度からの措置がない場合。転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、新たにエアコンを補填しなければならない場合。犯罪等により被害を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために、新たに借家等に転居する場合で持ち合わせがない場合など、特別な事情があること。さらには、被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合となっております。

1 要旨目の、4月以降に生活保護を開始された方々への周知につきましては、県の事務所によりますと、被保護世帯への通知はしていないとのことですが、担当ケースワーカーは、日頃の訪問調査活動等において、世帯の実情に応じて必要な情報を提供しており、エアコン設置等は個別に相談を受けて対応しているとのことでございます。また、活用された状況ですが、令和元年度まではありませんでしたが、今年度は数件相談を受け、支給決定をしているとの報告をいただいております。

次に、2要旨目につきましてお答えします。

生活保護制度におきましては、初めに説明した要件に該当しない被保護世帯であっても、エアコン設置費用としては、2万円までは支給できることとなっております。通常予測される生活用品の購入は毎月の保護費のやりくりの中で賄うこととなっており、不足分等は毎月の保護費により対応していただくか、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付を利用していただくこととされております。

県事務所によりますと、保護費の累積金や扶養義務者等の支援によりエアコン導入をされた方が数件いることは確認しているとのことです。また、少ない件数ですが、電気量がかさむことや、体調を崩すなどの理由から、あえてエアコン設置を希望しない方もいるとのことです。

県事務所では、これらの集計はとっておらず、各被保護世帯の家具什器の設置状況は把握しているものの、数字としては不明であるとのこととございました。

以上です。

議長 長 （高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

まず、これ答弁書いただいたところでございますが、その中で、私広報をやっているとついタイトルをつけたくなるんですが、県の仕事なので把握していないというふうなタイトルになりそうで、今非常に何かどうしようか、どうしようかという切羽詰まった気持ちで聞こうと思っているところでございます。

まず、1 要旨目です。

2018年6月に、厚生労働省のほうからこういう通知が、直接には、多分町には届いていなくて、県に届いている。直接に届いているのは市とか町、県と、それと市段階まで届いていて、町には届いていないというふうに私も理解をしております。そういう中で、1 要旨目の中で、ですので、町として直接には被保護者と、まだ保護されていない方ですのであれですけれども、その方に直接お話するという機会にはならないのかとも思いますが、ただこの中で、県事務所によりますと、被保護世帯の通知はしていないというのは、非常にこれは問題だろうというふうに、ここで、ですので取上げるのもなんだかという部分はあるんですけれども、それにしても保護されるであろう方が知らなければ申請もできないというのが実情なのかというふうにも思いますが、そこら辺の認識について、町長お願いいたします。

議長 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

この制度につきましては、今議員おっしゃるとおり、町のほうに来ているものではなかったといいますか、でして、その制度について、町としてお知らせをすることについてのことについての状況も、お話のとおり、町では国から来ておりませんでしたということで、どうしてもそういう形になってしまいます。

そういうことで、県のほうに確認をとったということでありまして、県のほうに確認をとったところ、この通知していないということ。ケースワーカーがやっている、ケースバイケースといいますか、ケースの中でやっているということで、県の事務所の活動についての報告をいただいたところで、確認をさせてもらって、それで今議員

にお話させてもらっております。

その内容についてはいろいろな考え方、確かにあると思いますし、県の活動の中でするので、私からどうのこうのと言ってもなんだかというふうな思いもありますけれども、県からの確認ということでご理解をいただきたいと思います。

議長 長 （高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

実は私も、この答弁いただいて、愕然としたと言っていいのか何というか、その通知そのものが、要するに大臣からの通知でございますので、何遍も言いますが、町のほうには届いていないにしても、担当なりがそれを踏まえた行動をしていただかないと非常に困る話でございます。

という中で、ではじゃあ現実はどうしようかという、要するに、これはいわゆるうがったじゃない、何と言うんでしょう。ちょっと日本語がうまいこと出てこないんですけれども、要するに、町とすると窓口になっているわけでございますよね。県と、被保護者と言っていいのかどうか、の橋渡しをしているのが町と私は認識しております。そういう中で、やはり今回私こういう質問をいたしましたけれども、やはり特に、おさまってきたとはいえ、コロナウイルスよりも熱中症のほうが現実には死者が出ているみたいな、そういう状況の中で、そういったことが放置されるという実態は、これはもう一刻も早くというんですか、そういう、もちろん全部が全部エアコンない人たちが保護を受けるというわけではないんですけれども、そういう方がもしいらっしゃるといふことであれば、そういうことでの通知でもあると思っています、私は。そういう方々に対して、県のほうでそういう通知を怠っているのであればという言い方はちょっと言い過ぎなんですけれども、やはり積極的に町のほうでもこの件に関しては関わっていて、いわゆる、要するに、言ってみれば国の仕事のお助けに、あるいは県の仕事のお助けに、出しゃばりではあるんですけれども、そういったふうな形にもなるんだろうと思います。いわゆる事故防止という意味で、そういったことで積極的な関与というんですか、このことを調べたらこういう結果だったということでございますので、そういったところについての町長のお考えをお聞きいたします。

議長 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この制度についてはそういうことで、県のほうの段階までということ、までとい  
いますか、通知があったというところでございます。

大和町の民生委員の方はちゃんとといいますか、巡回をしてもらっているわけでご  
ざいまして、民生委員の方がそういった状況を確認して、仲介をして、県のほうにお  
話をして、そして設置をしたということも、そういったことは町のほうで、大和町の  
部分については把握しているところでございますけれども、そういったことはきちん  
とやっております。

おっしゃるとおり、町が関係ないということは一言も言っておりませんで、この制  
度について、県のほうに来て町のほうには来ていないというお話をしましたけれども、  
その活動についてはやっているわけですし、今申し上げたとおり、民生委員の方がそ  
ういったところを訪問して、そういった状況把握をして、そしてその仲介をして実績  
を上げているということもありますので、そこ誤解のないようお願いしたいという  
ふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

では、ちょっと確認させていただきたいんですけども、最初に、例えば生活保護  
の申請とかなんとか、なんとなんていう言い方は問題ありますね。の時点では、県  
のほうからの通知はないようですけども、その後の活動の中で正確にというか、漏  
れなくという、これはあえて言わせていただければ、漏れなくそういうことが伝わっ  
ているかどうか。そこは本当に確認していただければ、いきたいと思うんです。

例えば、ちゃんと民生委員の方によってはそれを通知というんですか、そういった  
ことをなされたりなされなかったりということ、そういう、万が一にも漏れというの  
があつてはいけないというふうに思いますので、その確認だけ町長お願いいたしま  
す。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の、漏れが全然ないのかと言われたときに、今私もちよつと答えるところがないので、その辺は確認をしたいというふうに思いますし、そういった制度というのについては周知といたしますか、お話の機会あるたびにといいますか、機会の中でお話をしてもらうように、そういったことについては確認をしてみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

そういう意味では、民生委員よりも多分その最初の窓口の方が、町の窓口の方がなされるのが一番漏れがないのかというふうに逆に思います。本当に、一番最初のところでそういうのが、多分民生委員にとかということではなく、それが筋であろうと思うところです。

それでは2要旨目、いわゆる2018年3月以前の方について。

実は今回私質問しようと思ったのは、そういう方に行き会って、それでお話を聞いていたら、逆に現実にも、現実っていうんですか、2018年4月以降の方も全て網羅されていないんじゃないかということにちよつとなつたわけですが、そういう中で、この方々についても、実は私に相談、たまたまかもしれませんけれども、そういう制度というのは、先ほど言いましたけれども、2年以上、2年半ですか、今から言うと2年半前以上生活保護を受給されていますので、制度の対象にはならない方です。けれども、こういう暑い中で、どういうふうにエアコンをやるかっていう中で、毎月の保護費のやりくり、あるいは社会福祉協議会からの資金の貸付、そういったことでやればいいんだという、そこら辺も、もちろん例の定額10万円ですか、それもあるんですけども、そういう中で、やはりそういう制度を知らないでいたというのが現実にあつて、やはりそういう漏れは、特にこのことについてはないように、改めて制度の周知なりっていうのをぜひやっていただけないだろうか。これはお願いというか何というか、まずそういったことが、そういう事件があつたもので、やはり何度でも言います。万一にも漏れというのは、今回の場合はあっちゃいけないだろうというふうに思っていますので、ご見解をお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
制度の周知ということだというふうに思います。  
2018年以前の方についてはこれが活用できないということではありますが、制度的にはいろいろな支給もあつたりということがございますので、そういったことについてはお伝えしたいと思いますし、窓口においでになってご相談いただければ、当然町としてはつなぐといえますか、県とのそういったつなぎについてはしっかりやっていかなければいけないという思いもありますし、やっておりますので、ご相談もいただけるように、議員のほうからも、そういった方々にもお話しいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）  
とにかく、万一にもそういった事故のないようにひとつ、1件目については以上で終わらせていただきます。  
2件目でございます。  
洞掘川沿いに遊歩道、照明、柵をとということです。  
洞掘川沿いの遊歩道は町民にも親しまれており、団地住民の生活道路としても使われております。しかし、照明がなく、柵も不必要とされております。さらには不審者の情報もあります。ひとつ街灯、柵、植樹などの整備が必要ではないでしょうか。  
以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、洞掘川沿いの遊歩道に照明、柵をとということでございます。

洞掘川の緑道は、吉岡南及び吉岡南第2土地区画整理事業で確保した用地と、洞掘川の管理用道路を含めて、平成19年度に両岸を整備し、1,500メートルですが、地域住民の散策の道として親しまれております。

本緑道は、河川の区域を占用する物件となっておりますので、歩行者が誤って転落するおそれのある橋梁や排水機関等のコンクリート構造物のある付近の前後に限って防護柵を配置しているところでございます。また、街灯や植樹につきましては、現在の洞掘川、暫定形態となっております、河川整備完了後における護岸などに支障を与えない位置構造となっていることや、植樹木の倒伏等、河川管理施設への影響を考慮する必要がございますので、設置の可能性につきましては、現地や遊歩道の利用状況などの調査の上、河川管理者であります宮城県と協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)  
藤巻博史君。

1 3 番 (藤巻博史君)

まず一点、最初に確認させていただきたいんですけども、これ一番最後にありましてけれども、河川管理者であります宮城県との協議と。

私の認識だと、河川とその周りとは、いわゆる道路とかの部分は町の管理、それから本当の河川は県というふうな認識でよろしいでしょうか。ちょっとそこだけ確認させてください。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
管理形態につきましては、課長からお答えします。

議 長 (高平聡雄君)  
都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、藤巻委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の洞掘川につきましては、今緑道として使用させていただいている、いわゆる堤防といわれる箇所でございますが、そちらは河川区域の中に入っている箇所になってございまして、町のほうで占有をさせていただいて、緑道として活用させていただいているといった状態になってございますので、今現在の散策道といわれるこの緑道を含めて、それ以外の部分まで河川区域というような形にはなってございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

まだ十分に理解できていなくて申し訳ないんですけども、そうすると、基本は県で管理しているというふうなことの理解でいい、要するに、町だけでこうしたいんだと言ってもなかなかそうはいかないんだというふうに私理解をしました。

そういう中でございますが、ここにもありますけれども、できて13年ですか。暫定形態となっておりということで、要するに暫定なんだと言いながら多分13年、私も何回か洞掘川については、今回だけじゃなく、あっちの部分からこっちの部分からといういろいろお尋ねした経緯があるんですけども、そういう中で、まずはその最終的なものが決まっていないということであれば、早急に方向性というんですか、そういったものを決めていく必要があるんじゃないのかと思います。

特に、ここにも書きましたけれども、不審者が出たというようなことで、やはり地域の方々が利用するに当たっても非常に不安な部分があるという中で、やはり最終的な形態というのを、もしこの文章どおりであれば、どうするか方向性が決まっていなないのであれば、早急なものが必要なんじゃないかと思うんですが、そこら辺のご見解をお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）



洞掘川につきましてはそういう形で、まだ完成形ではないということです。

町としましても、河川の改修ということにつきましては常にお願いをしているところでございます。今吉田川の改修等々やってもらっておりますけれども、影響としては全てに関係してくるものですから、町でも洞掘川の一日も早い完成形ということは常にお願いしておりますが、これからもお願いしていきたいというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

まだ完成形ではない。逆に言えば、これからまた、あれで終わったわけじゃないというふうなことだと思うんです。その中でございますので、ぜひともいろいろ要望、今回はたまたまと言ったらあれですけども、街灯それから柵、植樹というふうな要望で出ささせていただきましたが、そのほかにもいろいろ舗装等とか、前にもお話したこともございます。いう中で、やはりいつまでも暫定という形ではなくて、ぜひ整備を進めていただければというふうに思います。

以上です。終わります。

議 長 （高平聡雄君）  
以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時からとします。

午前11時42分 休 憩  
午後 1時00分 再 開

議 長 （高平聡雄君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
2番児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

それでは、通告に従いまして一般質問を開始します。

吉岡小学校と周辺施設等の一体的整備を図れ。

現在基本設計の緒に就く吉岡小学校の建替事業は、施設単体の老朽化問題の解消のみにとどめず、未来を担う子供たちへの最高の学び場、遊び場、育ち場の提供を見据えた伝統ある文教地区の再生事業と捉え、これを機に、本校の教育環境と密接な周辺施設や、さらには将来相乗効果を期待し得る事業構想も含めて、一体的な整備を図るべきであります。

そこで、以下2つの周辺施設と、商店街への建設が予想される町長公約の多目的施設。これら3つの施設と本事業との一体的整備の可能性について、町長の考えを伺います。

1 要旨目、町を代表する希少建築であるが、老朽化が著しい大和町武道館。

2 要旨目、震災により水路が破損し、枯渇状態が放置されて久しい八幡緑地とせせらぎの道。

3 要旨目、子供と地域とを結ぶ新たなにぎわいの拠点、図書館などの機能を持つ多目的施設。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、吉岡小学校と周辺施設との一体的整備を図れについてのご質問にお答えいたします。

初めに、吉岡小学校の建替事業についてでございますが、建築後48年を経過しておりますことから、今回全面改築を決定し、令和4年の工事着工に向けて、本年度におきまして基本設計業務を進めているところです。併せまして、建替事業を円滑に進めるに当たり、広くご意見をいただくために、大和町立吉岡小学校改築検討委員会を6月に設置したところでもあります。

1 要旨目でございます。

昨日の佐々木久夫議員のご質問の中でもご説明いたしましたが、大和町武道館は昭和4年に旧吉岡尋常高等小学校の講堂兼雨天体操場として建設されました。その後、

昭和48年の吉岡小学校新校舎体育館完成を機に町民体育館となり、昭和51年に大和町武道館と名称を改め、現在も剣道、柔道、空手などのほか、島田飴まつりでの無料休憩所などとして、年間8,000人以上の方にご利用いただいております。

建物は、建築から90年が経過していることから、老朽化が進んでいるところではあります。施設の管理につきましては、平成27年度から、指定管理者を指定しまして管理運営を行っており、古い建物ではありますが、必要に応じて修繕等を実施しながら、できるだけ快適な利用環境を提供できるよう努めているところです。

吉岡小学校と大和町武道館の一体的整備でございますが。吉岡小学校の建替事業は、今後改築検討委員会でのご意見等をいただきながら、今年度中に基本設計において建替の概要を取りまとめる予定である中、大和町武道館につきましては、現に多くの利用がありますことから、当面は現状のとおり武道館として一般開放を続けていく予定であります。

次に、2要旨目の、八幡緑地とせせらぎの道についてお答えをします。

ご質問の八幡緑地につきましては、当時の役場や小中学校に囲まれ、商業の中心部にも近接しておりますことから、周辺環境の保全と付近住民の憩いの場として植栽や沿路等を整備することとし、昭和51年に都市計画決定され、現在も良好に維持管理を行っているところです。

次に、せせらぎの道につきましては、当時の役場庁舎前を通っておりました町道権現堂線の沿線には町の教育文化施設が立ち並んでいたものの、1車線道路で、幅員は4メートル程度の狭隘道路であり、車と自転車、歩行者、通学路道が入り乱れ、危険な状態になっておりましたので、中町交差点から国道4号線までの延長639メートルの区間を車道2車線、両側歩道のほか、隣接には水路や広場を廃止、中心市街地にふさわしい快適な都市空間を確保するとともに、町民にゆとりと潤いのある道路として計画したものです。

水路及び広場整備につきましては、防衛省の補助事業により平成6年から平成11年に整備を行ったもので、供用開始後に循環用の水道水の補給量が多くなりましたので、目視による施設点検を行い、水路目地の止水対策等を行いました。完全な漏水対策には至らず、水道水の代わりに井戸水の検討も行いましたが、使用についてはイベント開催時などに水道水を調整し対応しておりました。その後、平成23年の東日本大震災の影響で水路にひび割れなどが発生する等したため、循環水は停止している状況であります。この施設につきましては、防衛省の補助事業により整備しておりますことから、憩いの場としての利用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、3要旨目の図書館などの機能を持つ多目的施設につきましては、第4次総合計画の中でも図書館等の整備、調査、検討をうたっておるところでございます。近年整備された自治体の図書館は、単なる図書の貸出しに限らず、住民の集いの場を提供する施設を併設しているものが増えており、本町で整備しようとしている施設も複合的、多目的なものと考えております。その整備に向けましては、場所の選定も含め、内容の検討をすることを指示しておるところでございます。

これらのことから、吉岡小学校の建替えと3つの施設の同時期の整備は難しいものでありますが、将来的には、教育文化の拠点として一体的に活用していくことができるよう検討することが必要と、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

それでは、町長の回答を受けまして、再質問をいたします。

1要旨目に入る前に申します。

今回の立替事業は、少子高齢化、人口減少時代にあって、私たちの町はそれでも選ばれる町、若者世代、特に子育て世代に選ばれる町となり、緑豊かな田園からにぎわいの町場を越えて、文化薫る七ツ森のふもとまで、愛すべき郷土全てを子供たちの笑顔いっぱい満たすために、町長に託された千載一遇の機会だと確信しております。

それでは、1要旨目に入ります。

大和町武道館について。

まず、大和町武道館は、宮城県文化財調査報告書第190集、平成14年3月30日発行の書類におきまして、宮城県の近代化遺産建築にリストアップされております。近代化遺産建築というのは、日本文化庁が定義している文化遺産保護制度上の概念の一つで、幕末から第2次対戦末期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した文化、産業、交通、土木に係る建造物のことです。大変貴重な建築物でございます。

昨日の佐々木議員と、それから私への回答から、町を代表する近代化遺産建築に見合った長寿命化計画による景観の保全と、現役の体育施設の機能として一般町民に快適な利用環境を提供すること、その両立をしっかりと維持するとの方向は理解いたしました。しかし、現状はいかがでしょうか。しっくい壁にはベニヤが打たれ、ガラス

窓にはビニールが張られ、床板はところどころ雨漏りできさくれ立ち、重要な石の階段は毎年の凍害で、雪の害ですね、崩れるがままです。随所に施された貴重な西洋文化の趣のある意匠もすすや汚れで経年劣化の一途です。子供たちの利用環境としましても、夏はサウナ風呂のように蒸し暑く、冬はまるで冷凍庫です。

年々老朽化が進むこの状況を見ていますと、物理的な使用が困難となる日まで取りあえず使い続けている状況と感じます。町長、果たして近代化遺産建築にふさわしい景観の保存と体育施設としての機能の向上がしっかり図られていると手応えを感じられますか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

武道館の現状についてということでございます。

おっしゃるとおり、非常に老朽化の進んでいる建物でございます。講堂から、体育館ですか、からずっと使用しています。私も小学校のときに、あそこは講堂でありました。全く建物的には変わっていないといえますか、外観的には。ただ、そういった部分部分については確かに老朽化が進んでいる中でありまして、その都度屋根とか直してはいるんですけども、大規模的な改築といえますか、そういったものは十分なされていないのが現状だと思っております。

遅ればせながらでございますけれども、昨日もお話しさせていただきましたけれども、今長寿命化計画という形で再度調査をして、その状況の確認、そして今後の対応といえますか、そういったことについて今進めようと準備しているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

さらに、私には縁が深いんですけども、島田飴まつりの待合所として、全国各地から本当に多くの方々が訪れ、その佇まいの趣深さに感動なさってお帰りになります。誇らしさと同時に、もっと美しく、もっと使い勝手が良い施設にできるはずだと、悔

しくも感じております。

これからの文教地区にあって、こういう悠久の時を感じさせてくれるこの武道館が、私たちが世界に誇るシンボルとして、これからも利用する子供たちへ、何を教え、何を伝えるのか。町長、新しい小学校と共にある武道館のこれからの価値、活用策について、学校と一緒に敷地にある、本当に木漏れ日に照らされたきれいな佇まいの武道館、もし町長が学校の先生だったら子供たちとどうやって遊びたいとか、何かイメージはございますか。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あそこのエリアにつきましては、八幡公園と体育館、武道館があるエリアになっております。あの公園につきましても、非常に歴史があるといいますか、木の樹齢も結構、かなりありますし、なかなかああいう施設といいますか、公園もなかなかないだろうというふうに思っております。私もあそこ、子供の頃から当然知っておりますし、そういった意味では非常に思いもある中でございます。

どういった使い方をしたいかというお話でございました。私小学校とかそういったもののイメージが、子供の声が聞こえる学校といいますか、エリアといいますか、そういった思いが非常に深くあるところです。以前に、あちらに役場があったときに、校庭とかそういったところで生徒たちが元気に遊んでいる声、あるいは運動会とかの音といいますか、そういったものが、見えるわけではなく聞こえてくるんですが、そのときに、この町、いい町だというようなことを改めて感じたということもございました。

そういったことにおきまして、子供たちと何をするとと言われてもなかなかあれでございませぬけれども、そういった子供たちが、子供に限らずですけれども、にぎやかに集うといいますか、そういったエリアであったわけでございますので、そういった昔のイメージだけではなくて新しい方向性も持たなければいけませんけれども、そういった活用について、みんなが豊かに使える、自慢のできるエリアというイメージであります。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

お年寄りから子供まで、憩いながら同じ記憶、同じ共通体験ができるような、そういう末長くすばらしい施設であってほしいと思います。

次に、2要旨目に入ります。

八幡緑地とせせらぎの道、先ほどの回答のとおり、町民にゆとりと潤いをもたらす遊歩道として一体整備されたものの、供用開始より水漏れが多発し、特に震災後、修理が難しいとの理由で水の枯渇状態が放置されて、続いています。

八幡緑地は、産業まつり会場として利活用が試みられた時期もありましたが、不規則な地形の使い勝手が非常に悪く、ここしばらくはイベントでの活用もない状態です。せせらぎの道も同様に、水が枯渇し、落ち葉やごみが散乱し、うっそうとした街路樹と雑草とで見通しも悪く、かつて落書きの被害にもあったほどの惨状です。先ほど回答にありましたけれども、果たして今の状態で町民の憩いの場と言えるでしょうか。

そこで町長、このような破損状態にある施設によって、これから新たに設けられる施設の基本設計が制限を受けるということは、大変もったいないことのように考えます。八幡緑地とせせらぎの道は、これからも末永く残すのか、それとも何かの機を見て撤去するのか。例えば、今憩いの空間としてあるのであれば、何かこれからの整備でもっともっと質を上げていく、何かそういう方法、ビジョンがあるのか。そこら辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

八幡緑地とせせらぎということでございます。

緑地につきましては、先ほど申したとおり、これまでの歴史もありますし、そういった中で大切なものと思っています。また、せせらぎ道につきましても、本来であれば、本来であればという言い方もおかしいんですが、ひょうたん池まで行って、巡回をしてという構想の中で作られた施設であります。

これまでの経過についてはご案内のとおりで、現在は使われていないところがございますが、水を流すという、非常に、あれは本来吉田川とかあっちから来るような、

そういった水路といますか、そういったイメージがあったんだというふうに思っております。それで、本来は巡回をして、上から流れたものがひょうたん池にたまって、それをまたポンプアップして流すという、そういった構造で作られたものであります。なかなかそのとおりにいかなかった状態がありまして、一番下のひょうたん池の中でも水漏れができる場所がありました。あのひょうたん池もいろいろ工夫をして、水漏れをしないような工事等も何度かやっておるところでございますが、なかなかうまくいかなかったのが現状です。

今、その後震災がありまして、またつなぎ目がずれるとかそういう状況になっておりまして、井戸水も考えたんですが、金気水があるとかいろいろ難しいということで、現在はああいった形になっておるような状況です。本来の姿からすれば、今の状況がいいのかというと、決していい状況ではないというふうに思っております。

今後の活用方法でありますけれども、水路として補助をもらってやっている状況でございますので、その今後の取扱いにつきましては、当然防衛省との交渉といたしますか、どこまでだったら許されるのか、どういった形だったらできるのか、そういったことについても十分協議をしながらの改修なり再利用になってくると考えております。

あるいは水路という形がいいのか、例えば花壇とかそういう方法もあるのかもしれませんが。ただ、先ほど言いました防衛の関係もございますので、そういったことの状況をお伝えし、防衛の話も聞きながら考えていかなければいけないと思っております。

埋めるのかどうなのか、なくすのかという話については、今すぐなくすという考え方にはございませんが、利用の仕方について、いろいろ水路と水路に見合うといたしますか、そういったものにしたらいいいのか、その辺はこれから研究していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

議長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

今せせらぎの道の空間のお話をしたんですけれども、さらにせせらぎの道を含む小学校前のちょうど権現堂線には、吉岡小学校のルールであります徒歩通学から起こる重大な地域問題がございます。荒天、雨天時、雨の降った日ですね。児童送迎車両の両車線違法駐車による周辺道路の大渋滞という問題がございます。児童生徒や保護者が交通事故に巻き込まれてもおかしくない危険な状態、常にはらんでおります。



そこで、少子高齢化、人口減少時代にあつて、我が町の教育環境の変化をこれからも見据えて、より広域のバスや車両による送迎通学に適応するための、例えばスクールバスターミナルや送迎用駐車スペースの整備など、最良の教育環境を整えるために、この機に学校敷地に利用可能な空間を最大限確保し、整備して、基本設計に十二分に生かすと考えますが、町長はどうお考えになりますか。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学生の通学につきましては、基本は徒歩でといたしますか、そういったことであります。ただ送迎等々もあるのも現実でありまして、以前には送迎も、役場前の手前のほうで降ろしてくださいとかいろいろお願いをした経過もありました。なかなか、送る方とすれば、できるだけ側までという思いもあるのかというふうに思います。

道路の幅があそこ、あの幅しかないわけですので、今の状況ですとどうしてもそういったことで渋滞、あるいは、場合によっては危険なケースも全くないとは言いきれないというふうに思っております。駐車場の確保ということにつきましても、なかなか校庭とかそういったところでありまして、側に駐車場という大きなものも、スペース取れる場所もございません。ですから、いろいろな事業、行事があったときも、PTAの方々もご苦労されているという状況であります。

今回小学校の立替えということも考えてあるわけでございますけれども、この校庭の、校庭といたしますか、土地の利用といたしますか、そういったものについて、そういったことも含めての考え方をしていかなければいけないというふうに思っております。

まだまだ、どういった形になるかということは、もちろん決定しているわけではございませんけれども、そういった交通の問題、駐車場の100%確保というのができるかどうかというのは、敷地が決まっているわけですから難しいところ、100%確保というのができるかどうかというのはなかなか難しいと思いますけれども、そういったことも含めて、学校建設するに当たりましては、そういったことも含めての検討はしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
児玉金兵衛君。

2 番 (児玉金兵衛君)

駐車スペースに関しては、学校敷地内は無理だとしても、学校敷地外に目を向ければ、まとまった駐車スペースの確保の可能性は十分にあると感じます。それは、次の3要旨目、図書館などの機能を持つ多目的施設と、新しい吉岡小学校との駐車場空間を共有することで、将来的に解決できそうな気がいたします。

3要旨目に入ります。

回答のとおり、多目的施設は小学校と商店街を文教ゾーンとして結びつけ、高齢者から若者、子供に至るまで、さまざまな世代をつなぐことを想定しています。子供達にとってはまさに地域とつながる貴重な学びの場、遊びの場、育ちの場となることでしょう。さらには子育て世代の交流の場、若者世代の出会いの場、商店街に再び価値を取り戻すコミュニケーションの場として、吉岡小学校と並んで新しい文教地区の柱の一角を担うにふさわしい施設であります。

先ほどの回答の中で、同時期の整備は難しいとありましたが、一体的なビジョンの中で一つ一つ時間をかけて整備できたならば、将来的に相乗効果が必ず期待できます。

町長、この豊かな時間を蓄え、先人と子供達が教え合い、つながり合う場所。来るべき次の時代の新たな文教地区の姿、そこへ向かうための理念、ビジョンを、この立替事業を始まりとして、ぜひ第5次総合計画における吉岡地区のデザインを指し示していただきたいと思います。

そこで町長、吉岡小学校の建替事業、この機に臨む建替事業に対する抱負を教えてください。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

吉岡小学校、学校の建設というものは、これは一つの時代の象徴というか、そういったことにもなってくるのではないかというふうに思っております。

今回、吉岡小学校につきまして、校舎の建替えになります。古い話になりますが、私が小学校に行っている頃は木造でした。それが今の校舎になったときに、非常に近代的なものできたんだと。通ったわけではないですが、そういった思いがあって、それからこんなに年代がたったんだと、それだけ時代がたっているということです。

その時代、時代で、その街並み、そういったものがやっぱり動いている。ただ、常に町のといいますか、吉岡だけでいいですね。中心となるのが学校エリア、文教ゾーンといいますか、そういったことだというふうに思っております。

そういった意味で、今回の吉岡小学校の建替えというものにつきましては、時代が動いている中で、一つの時代の動きの象徴的なものでもあるのではないかというふうに思っております。したがって、この小学校については、私の思いというだけではなくて、子供たちが将来に育っていくための大事な学びの場になるわけですから、まずそのことを第一に考えていかなければいけないと思いますし、また将来的にといいますか、そのエリアが、おっしゃるとおり文教であり歴史であり、そういったものの中心になるような建物といいますか、そういった思いの中での、そういった構想に取り組むということでやっていきたいというふうに思っております。

建物が、それが中心になるとかというものではないと思いますけれども、そういった形で、町の全体の、時代のシンボル、町のシンボルということになると思いますので、子供のことを第一に考えながら、しかしながらそういったことも含めて考えていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

児玉金兵衛君。

2 番 （児玉金兵衛君）

町長、この町の次の時代を担う子育て世代は、先ほどから私が申しました町長のこれからのビジョン、町長の力強い声、町長の思いを待ち焦がれております。どうか、この今のコロナの状況を忘れさせるぐらい、地域のお父さん、お母さんたちをまちづくりに熱中させてください。そして、子供たちを笑顔いっぱいにわくわくさせてください。

第5次総合計画が、子育て世代に選ばれるまちづくりへのキックオフとなることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後1時40分とします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 宍戸一博君。

1番 (宍戸一博君)

1番 宍戸一博です。通告に従い、一般質問を開始します。

コロナ禍によりダメージを受けている町内工事事業者へのケアを問う。

コロナにより町内の工事関連事業者も大きなダメージを受けております。この現状の打開策として、今後の本町の取組みが必要と考えるが、下記の点について町長の所見を伺う。

1つ目、入札時、より多くの町内事業者が参加可能な仕組みづくりはないか。

2番目、町内のゼネコンを中心としたAランク会社主体の入札金額を、例えば二、三工事に区分することにより、町内業者の参加をより可能にする検討はどうか。

3番目、町主体の入札条件の中に町内設備事業者、町内産部材をより多く取り入れることはできないか。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長 浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに、入札時、より多くの町内事業者が参加可能な仕組み作りはないかについてでございます。

地方公共団体の調達、入札等でございますが、につきましては、その財源が税金によって賄われるものでありますことから、予算、決算及び会計令並びに地方自治法によりまして、最も競争性、透明性及び経済性にすぐれた一般競争入札によることが原則とされております。しかし、この原則を遵守した場合、調達の準備に多くの作業や

時間を費やし、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得ますことから、地方自治法施行令第167条で、指名競争入札及び同法第167条の2で随意契約による調達行為が例外的な取扱いとして認められております。

本来、一般競争入札につきましては、予定価格が1,000万円以上の調達行為が対象となっておりますが、過去に町内建設業界などから一般競争入札の予定価格を3,000万円や5,000万円に引上げることの要望を受けたことから、宮城県や県内市町村の状況及び町の入札監視委員会の意見などを踏まえまして、本町では2,000万円以上を一般競争入札、2,000万円未満を指名競争入札として施工しております。

また、平成28年度からは、東日本大震災の復旧復興関連工事が減少する中で、町内建設企業の受注機会の確保と拡大を図ることを目的に、本町の指名競争入札の在り方について検討を始め、平成29年7月1日に建設工事の競争入札の参加資格を定める基準を改正いたしております。改正内容の一例といたしましては、指名競争入札で予定価格が1,000万円以上の場合、指名業者数は、改正前は12業者だったものを、改正後は8業者、8者として、その結果、町内者だけを指名する、町内の業者だけで指名することが可能としております。

また、一般競争入札につきましても、工事内容や難易度により、Cクラスの業者でも竣工が可能と認められる案件につきましては、入札参加を認めることとしております。さらに、平成30年度からは、500万円未満の軽微な工事につきましては、町内建設業者を5者以上指名するなどの対応を図っております。

しかし、全国では、地元企業の偏りすぎた指名を続けた結果、判決で、公共工事入札契約適正化法に反するとともに、裁量権の濫用にも当たるという事例などがございしますので、本町の調達につきましては、関係法令及び判例などを注意深く確認しながら、適正な運用に努めてまいります。

次に、町内ゼネコンを中心としたAランクの会社主体の入札金額を、例えば2ないし3工事に区分することにより、町内事業者の参加をより可能にする検討は、についてであります。

分離分割発注につきましては、人命に関わるような大震災などで直ちに契約しなければならないケースなどとされております。一方、中小企業庁では分離分割発注を推進しており、適切な事例といたしましては、建築工事での業者の専門性を生かすため、建築工事、給排水工事、電気工事などに分割して発注することなどが認められており、この方法は役場庁舎、この庁舎ですが、建設工事で実施いたしております。

工事の分割発注につきましては、大規模な工事の場合が多く、その場合、国庫補助

事業などが想定されますので、関係機関と協議しながら、地元企業の受注機会の確保を図ってまいります。

次に、町主体の入札の条件の中に町内設備業者、町内産部材をより多く取り入れることはについてであります。

本町では、平成27年度の南部コミュニティーセンター建築工事において、一般競争入札公告文に、町からのお願いとして、本町発注工事の施工に際し下請け発注をする場合は、できる限り町内業者を活用するように努めてください、施工に必要な資材を調達する場合はできる限り町内業者を活用するように努めてくださいなどの内容の記載をしており、下請け業者として町内の1者が参加しております。

また、町内産部材の使用についてであります。最近では子育て支援住宅、住宅建築工事、吉田鶴巣地区でございますが、につきましては室内の腰壁、下駄箱及び転落防止柵などに町内産木材を使用することを図面で示しております。

今後も町からのお願いとして、仕様書や入札公告文章等に、町内企業を下請けとして活用することや、町内から供給できる木材や建築資材等を積極的に活用していただくことを明記して、町内産業全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)  
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)  
1点質問させていただきます。  
昨年の一般競争入札時の町内業者の落札率というのはどのくらいだったんですか。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
その件につきましては、財政課長より説明申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)  
財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、宍戸議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和元年度の建設工事、全部で14工種ございまして、全体で16億1,800万円ほどの工事の入札金額がございました。そのうち町内業者で入札した金額が9億1,600万円でございます。全体に占める割合といたしましては56.6%となっております。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

この16億円というのは、あくまでも一般入札ですよね。随意契約等は含まれていないですよね。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましても、課長より説明いたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

では、宍戸議員の質問にお答えさせていただきます。

今の内容につきましては、指名競争入札及び一般競争入札全体の金額でございまして、随意契約は含まれてございません。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

続いての質問です。

こちらにも書きましたけれども、町内業者の、例えば設備業者を、基本的に入札あった場合に、町内業者を優先して参画させるような努力っていうのは、町執行部としてできないでしょうか。

というのは、ほかのものと違って設備関係というのはずっとメンテナンスがついて回りますから、ほかの会社がやりました。でも何か困りごとがあった。故障しました。じゃあ、地元の業者に来てください。台風が来ました。何々が壊れました。じゃあお願いします。そういう、都合のいいときだけお願いしますっていうことじゃなくて、必ずもう大和町の部材を使うだけでなしに、こういうことを指定することはできないでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

設備に限らず、金額等によってはそのA、B、Cというランクの中でやっておりますので、そういった範囲の中での指名といいますか、そういったことは現在もやっているところでございます。

議 長 (高平聡雄君)

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

今回時間が30分しかないので、数字のこととか等々を言うと瞬く間にチーンと鳴ってしまうので、あくまでも大枠だけで町長の考えを聞きたいことが一点だけあります。

まず、これは直接、事業とは別ですけども、商品券を出す場合に、非常に神経を使って、それで50%は町のところで使えるような、そういう工夫までして商品券を今回出しますよね。そういうふうな工夫を、ひとつその今後どういうふうにしたら町の業者に、そういったものが貢献でき得るか。まして町主体の事業であればなおさらのこと、町の税金を使うわけですから、そういうふうなことに対して、前の私は一般質



間で話したとおり、アフターコロナの控除の在り方というのは、やっぱり今まで私たちはマスクなんかしないで生活していました。みんなこれから生活様式が変わるんです。だから、控除ということはやっぱり公務員の人たちも今までと同じじゃなくて、どういうふうにしたら町民の人とかそういう人に寄り添って、何を考えていったらそういうことの、公共サービスの在り方も踏まえて考えていっていただきたいと思うんです。

そういう意味で、商品券をいかにしたら町でうまく使い切れるかっていうことに知恵を出したように、この町の業者にどういうふうにしたらある程度、それもうまみのない仕事だけ振っても駄目なんです。ある程度やっぱりちゃんと、利益がきちんと確保できるようなものを踏まえてできるかっていうことを今後考えていく、検討していく気持ちなり考えがあるかどうか、まずそれを最後に聞きたいです。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけれども、先ほどのお答えの中でも申し上げておりますが、例えば参加基準を、基準があるわけですが、そういったものを変えることによって地元の企業が入りやすくなると思いますか、なるような工夫は、先ほども申しましたけれども、例えば2ページ目の一番下のところにありますけれども、12種業者だったものが8者になりましたと。そうすることによって、地元の企業だけの指名の中でできるようになるとか、あと500万円未満のものについては町内業者でというような形の、こういうことについてはこれまでもいろいろ工夫をしてやってきているところでございます。

その時代時代といいますか、国のほうでも、先ほど言いました中小企業、地方等の財務といいますか、そちらと違った見解ではないんですが、そういったものもあるわけでございますので、そういったことを十分に活用して、誰にするってなかなか言えないのですが、地元の全体のいいことにつながっていくようにいろいろ努力はしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

分かりました。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

町営住宅の現状、このままでいいのか。

築60年を超えようとしている木造の町営住宅が現存しており、ここ10年以内にも2議員が3回の一般質問で整備を取上げてきたが、転居から解体との方針で現在まで至っている。この方針には大いに不満があり、以下の改善に対する町長の所見を伺う。

1、木造町営住宅の建替に当たり、宮城県地域住宅等整備計画に本町も参加しているため、この計画を活用し建替計画をしてはどうか。

2、移転や建替に伴う賃料増が今日まで大きな問題がであったと理解している。町営住宅なので、現状の方々に対しては、家賃相場とは別に特別な賃料を設定してはどうか。

3、住民の方々の生活に関するタウンミーティング等を町で主催し、声に寄り添うことが必要と考えるがどうか。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、木造町営住宅の現状、このままでいいのかについてお答えします。

ご質問のとおり、本町の木造の町営住宅につきましては、以前にもご質問がありましたが、現在7か所に24棟、25戸ありまして、そのうち入居戸数は22戸となっております。

当該木造住宅は、昭和30年から40年までに建設されたもので、建設当時の総棟数87棟、総戸数90戸で、築後50年から60年が経過しております。町としましては、このような、築年数も相当経過しておりますことから、建替をせず、全棟を解体する方針として、入居者にはその旨を伝えるとともに、町営中層住宅への入居など、早期の住み替えを進めているところであります。

1 要旨目の宮城県地域住宅等整備計画につきましては、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき策定され、宮城県地域における公的賃貸住宅等の整備等に関する目標及びそれを達成するための事業等につい

てまとめられております。

本町の事業につきましては、同計画の中で目標を達成するために必要な事業等に関する経費等といたしまして、既存公営住宅の長寿命化を対象としました公営住宅等ストック総合改善事業の対象となるべく、大和町公営住宅長寿命化計画を平成30年3月に策定し、宮城県ほか19市町村と合わせまして位置づけられております。

大和町長寿命化計画では、平成25年、住宅土地統計調査、国勢調査等より2035年の公営住宅需要推計、国土交通省策定の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づくストック推計プログラムを用い、需要推計を算出しております。その結果、公営住宅策定の対象とします著しい困窮年収未満の世帯につきまして、148世帯が算出され、町内にある中層住宅戸数は西原第1住宅が56戸、下町住宅が42戸、蔵下住宅が42戸のほか、県営大和町吉岡南住宅18戸を加えて158戸となり、この数値を満たしております。県営住宅を加えたのは、本町内に建設されており、本町と同様に引き続き公営住宅法に基づき管理されますことから、町内における必要量は確保されるものです。

以上の結果から、現在の木造住宅を宮城県地域住宅等整備計画に搭載することはできかねるものです。

次に、2要旨目についてお答えします。

公営住宅法では、公営住宅から公営住宅への住み替えは原則として認められておりませんが、公営住宅法第22条第1項及び大和町営住宅管理条例第5条第1項第2号、これは不良住宅の撤去でございますが、の規定によりまして、公募をせずに入居が可能となる特定入居が認められております。この制度により、木造住宅にお住まいの方々には説明あつせんを行ってきたところです。木造住宅に入居されている方は、家賃の高騰等から住み続ける方が多い状況でしたが、年々住み替えに応じてくださる方も出てきております。

このように、特別な賃料を設定した場合には、従前で住み替えに応じていただいた方との間に差が生じてまいりますことから、今後も住み替えに応じていただくよう粘り強く説明してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3要旨目についてお答えいたします。

木造住宅及び中層アパートにお住まいの方々に対しましては、困りごと等の問い合わせがありました際には、個別対応はもとより、共通する事案等につきまして例示を記載し、掲示するなど対応をしております。また、暴風雨などの自然災害が発生するおそれがある場合には、木造住宅の方々を中心に注意喚起を行い、暴風雨がおさまった後には被害の有無等の状況を聞き取りするなど、担当する課においてきめ細やかな

対応を行っており、今後も引き続き対応してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
宍戸一博君。

1 番 （宍戸一博君）

質問いたします。

大和町第4次総合計画の、4次はもう終わりますけれども、この中の3章に、安心した生活を送れる福祉のまちづくり、5章、便利で快適に暮らせる定住のまちづくり、6章、災害に強く危険の少ない安全のまちづくり。西原も含めて、木造の町営住宅でどれか一つでも当てはまるものがありますか。

さらに、私と町長は同年代ですけれども、あの住宅は私たちが生まれたときぐらいに建っているんです。仮に今我々の歳まで、一度も病院にも行かない、体のケアもしない状態で今ここにいたら、生きていくはずないじゃないですか。普通に考えたらそう思います。そういう状態をずっと放置してきたんです。それで、大和町は65周年をもう迎えて、過ぎようとしている。本当にあのまま、ただ単に何年かかるかわからない。転居して壊します。30年、あと一人でもいたら、あと30年あのままなんです。そういう方針、方策。それでいて、何で子育て支援住宅にあんなお金をかけて、いいじゃないですか。七、八万円するところに4万円を入れてあげるんだったら。今の町営住宅の人たちは家賃が高かったら入れない。ただ、別にほかの町営住宅で新しく建てて、特別にその人たちだけに低賃料で住んでもらって、早くあそこは全部建て壊してきれいにするとか、そういうふうな考えがないのかどうかをひとつ聞きたいです。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住宅がそのとおり老朽化をしているものですから、ですからそこから特別の、先ほど申しましたけれども、規定によって新しいといいますか、町営住宅のほうに移転するようにお願いをしているところでございます。そういった形でご協力いただい

る方もおいでです。

また、いろいろお話をさせてもらっている中で、終の住みかという形で考えておられるといった方もおられまして、なかなかそこまで進んでいないところがあるんですけれども、いい環境にするということも考えながら、今そういった形でお願いをして、そして安定したといいますか、生活ができる場所の提供も併せてお願いをしているところでございます。

そういうことで、ご協力もいただいている方も出てきておるわけですが、まだまだそういった形で移っていただけない方もおりますので、根気強くそういったいい環境のほうに移っていただくべく努力してまいりたいというふうに思います。

議長 (高平聡雄君)  
宍戸一博君。

1 番 (宍戸一博君)

一応この件は分かりました。

私がもう最後になりますので、何十年か前ですけれども、松下生活塾の前身の組織があつて、そこに、勉強会に出たときです。もう今は亡くなられましたけれども、松下幸之助から直接教えを受けたことがあるんです。それは何かと。言われたこと、私今でもずっとそれを、その後サラリーマン時代もそれを大事にしてきたのは、向こう傷は責めない。ただし、無策は責める。いろいろなことをチャレンジして失敗するのは構わないと。戦争で言えば、後ろ向きになって逃げ出して切られたらとんでもないと。それと同じように、かといっていい、何もしない、確かに安全安心。でも、それを一番責める。あれだけの世界的経営者がそういうことを言った。

それで、もう一つ、4つのこと、仕事、4つのことを教わりました。一番最低ランクのものは何かといたら、死んでいること。ただ黙って言われたことを、ただするだけ。それをより一つランクが上がったことは何か。普通に感じて、仕事を、仕えることなんです。じゃあ、もっとランクが上がったら何なのか。支えることが仕事。それで、最上位は何か。志すことです。私はその気持ちを持って、自分でも議員になろうと思ったし、そういう意志でもってここに立っています。

だから、別に町内の業者がどうであるとか、町営住宅に住んでいる方がどうでもないんです。やっぱり本当に、大和町にいる以上は、少なくともこの町が住みやすいランクの上位になるような町にしていきたい、しなきゃならないと、そう思う意識で今

ここに立っているのです、ひとつ今後もしつこいぐらい同じような一般質問をするかもしれないけれども、あくまでもそういう自分の意志と、原点に立ち返ってやっているとということを理解していただきたいと思って、私の一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で宍戸一博君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後2時20分とします。

午後2時11分 休 憩

午後2時21分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 「議案第65号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第67号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第68号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

日程第 7 「議案第69号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第70号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第71号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第10 「議案第72号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第11 「議案第73号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第12「議案第74号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計  
補正予算」

日程第13「議案第75号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

次に、日程第3、議案第65号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第75号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

議案書1ページをお開きください。

議案第65号になります。大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことにより、マイナンバーの通知カードの新規発行や記載事項変更の手続等が廃止されたことを受け、総務省からの助言通知があり、通知カードの再交付も行わないことになるため、第2条第1項33号のアを削除するものでございます。

次に、附則でございます。この条例は公布日から施行するものであります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書2ページをお願いいたします。

議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条、名称及び位置に、昨年度より整備を行っておりました落合地区の子育て支援住宅が今年度完成をいたしますことから、道標の下段に新たな名称としまして落合子育て支援住宅を、位置の欄には大和町落合相川字長者原27番地の1を、構造を木造2階建てとし、戸数の欄には1号棟9戸、2号棟7戸とするものでございます。

続きまして、第10条関係の別表にも同様に落合子育て支援住宅を加えるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第67号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例。

大和町体育施設条例（平成26年大和町条例第2号）の一部を次のように改正いたすものでございます。

改正の内容につきましては、体育施設条例の別表1のうち、施設使用料を定めている部分につきまして、さきの6月定例会議でご可決を賜り、大和町総合運動公園の屋外施設、陸上競技場、多目的広場につきまして、午前、午後、連日の利用区分を1時間当たりに見直しさせていただいたところであります。その際、1時間の表示を1hといたしたところですが、同じく大和町体育施設条例の中で、設備関係の使用料は1時間での表記、ダイナヒルズ運動公園でも1時間での表記となっておりましたことから、今回改めまして整合性を図るため、陸上競技場、多目的広場、テニスコートでの表記をそれぞれ1hから1時間に改めるものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

令和2年9月1日提出。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。



財政課長（菊地康弘君）

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第5号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第68号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4億151万3,000円を追加いたしまして、予算総額を161億4,042万9,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、6ページから7ページの第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、追加でございますが、8ページの2表によるものでございます。

第3条、地方債の補正は、追加及び変更でございます。9ページから10ページによるものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」の追加でございます。

上から3件につきましては、病後児保育施設の建設が12月完了予定となっております。本議会におきまして、令和2年度分の事業費の予算をお願いすることとしておりますが、事業の性質上、複数年契約を予定しておりますことから、それぞれ令和5年度または令和7年度までの期間で、記載の限度額をお願いいたします。

4件目以降の事項につきましては、本年度中に事業の契約締結をいたしまして、令和3年度当初から事業ができるよう準備を進めるもので、それぞれの期間が令和2年度から令和5年度までとなっております。記載の限度額をお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」の追加でございます。

社会福祉施設整備事業債といたしまして、認定こども園施設整備事業補助の令和2年度補助金交付の町負担に係る起債でございます。320万円を計上いたしますのでございます。

10ページをお願いいたします。

10ページは、変更でございます。表の上が補正前でございます。一般補助施設整備事業債1,550万円で予算補正しておりましたが、保育所への充当分は9ページの社会福祉施設整備事業債でとのことで、県から指導があったことによりまして、補正額

は表の下の1,050万円に減額調整となるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

6款1項1目民生費国庫負担金5節17万7,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金につきまして、令和元年度分の実績によります不足分を追加するものでございます。

16款2項1目総務費国庫補助金1節677万6,000円につきましては、マイナンバーカードを国外転出者も利用できるようシステム改修を行うもので、社会保障税番号制度システム整備費補助金を計上するものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金2節350万円につきましては、コロナ禍での保育所支援でございまして、希望のありました7つの公立及び私立保育園に対し、上限50万円の保育対策総合支援事業費補助金を計上いたすものです。

同じく3目衛生費国庫補助金2節1億円につきましては、台風19号で発生した稲わらを県外搬出及び処分する費用に対し、2分の1の補助金を追加計上いたすものです。

同じく6目教育費国庫補助金7節44万円につきましては、コロナ対策として既に購入しておりましたマスクや手指消毒液などのほか、事務費を含めました経費につきまして、学校保険特別対策事業費を追加計上いたすものです。

16款3項1目総務費委託金1節12万9,000円につきましては、自衛官募集事務費を追加計上いたすものでございます。

同じく2節14万5,000円につきましては、中長期在留者の居住地届出事務に対する外国人登録事務費を追加計上いたすものです。

17節2項2目民生費県補助金3節1,050万円につきましては、16款の国庫補助で保育園に上限50万円の補助のご説明をいたしましたが、こちらは県補助金につきまして、保育所のほか放課後児童クラブ等にも上限50万円の補助があるもので、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として計上いたすものでございます。

同じく4節15万9,000円につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務の事務に要します職員の時間外手当のほか、対象世帯への郵便料金につきまして、母子家庭等対策支援事業費を追加計上いたすものです。

7節市町村総合補助金1節290万8,000円につきましては、豊かなふるさと保全整備事業費としての計上がございまして、西川排水樋門改修工事及び三ヶ内地区排水管改修工事の補助金に充当するものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整でございまして、1億

8,715万5,000円を繰入れるものでございます。

21款1項1目繰越金につきましては、令和元年度の決算剰余金のうち2分の1を財政調整基金に積み立て、残りの額を今回の補正で繰越金として全額繰入れるものでございます。

22款5項3目雑入につきましては、介護保険事業勘定特別会計の令和元年度の清算の結果、剰余金が生じたので、466万3,000円を繰入れるものでございます。

23款1項1目民生費1節教育福祉施設等整備事業債のマイナス1,880万円につきましては、説明欄に2項目ございますが、いずれも認定こども園施設整備費補助金、こちらはみやの森幼稚園に係るものでございまして、交付申請内容に基づきます地方債の追加及び変更によりまして、合計で180万円の減額補正となるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは、引き続き事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目一般管理費でございますが、1節につきましては病気休暇等に伴います事務補助、パートタイム会計年度任用職員任用のため追加をいたすものでございます。

2節から4節につきましては、4月の人事異動などを反映した人件費の調整費を行うもの並びに2節のフルタイム会計年度任用職員及び4節の社会保険料は、病気休暇等に伴う事務補助員の任用を行うことによるものでございます。

なお、これ以下の各科目におきましても、2節から4節のうち人事異動等によります一般職の人件費部分につきましては説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、8節費用弁償につきましては、パートタイム会計年度任用職員に係る通勤の交通費でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、3目財政管理費12節でございますが、財政課分といたしまして、統一的な基準による財務書類を作成しておりますが、現在の固定資産台帳の内容を精査する必要がございます、その費用として115万5,000円の計上と、契約済み業務の入札剰余金26万4,000円を減額いたしまして、合計89万1,000円の計上をお願いするものでございます。

続きまして、5項財産管理費でございます。

1節7万3,000円につきましては、吉田コミュニティーセンターの受付事務を行うパートタイム会計年度任用職員2名分の人件費調整でございます。

同じく14節につきましては、鶴巣防災センターの和式便器を洋式に交換する工事と、老朽化しておりますFF式石油ストーブの交換工事、大和町役場外周フェンス修繕工事等の補正予算をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、今年度から行っております高齢者安全運転支援装置等設置助成事業についてであります。この事業は、6月に受付を開始し、8月末現在56件の申請がございまして、今後の所要見込額270万円の補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、同じく13目諸費になります。町民生活課分についてご説明いたします。

10節につきましては、自衛官募集重点市町村に指定されたことによりますPR等に要する消耗品代になります。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、同じく所費の18節でございますが、もみじが丘2丁目会館の便器改修工事に対しまして、補助金57万円を補助するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

続きまして、2項町税費2目の賦課徴収費でございます。

住民税申告業務及び資料収集整理作業に要します人件費の補正をお願いするものでございます。

1節報酬はパートタイム会計年度任用職員分、2節はフルタイム会計年度任用職員分でございます。3節及び7ページの4節につきましては、それに伴います手当及び共済費の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費になります。

10節につきましては、マイナンバーカード交付通知用の消耗品代をお願いするものでございます。

11節につきましては、マイナンバーカード交付通知に係る郵便料金になります。

12節につきましては、マイナンバー制度の活用のさらなる拡大を図るための法改正を踏まえたシステム整備を行うための業務委託料になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

失礼いたしました。

続きまして、3款民生費になります。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、27節繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰出金を減額するものでございます。これにつきましては、人件費の調整によるものになります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

同じく2目老人福祉費につきましては、12節につきましては、高齢者生活支援事業としまして、養護施設へ措置する生活管理指導短期宿泊費の追加補正をお願いするものでございます。

22節につきましては、低所得保険料軽減負担金に関わります令和元年度生産分を、経営の償還金1万円及び低所得者利用負担軽減対策補助金分の償還金6,000円分であります。

27節は介護保険事業勘定特別会計の人件費調整に伴います繰出金1,006万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

9ページをお開きください。

6目後期高齢者福祉総務費になります。

こちら27節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を、人件費調整に係る部分についての繰出金をお願いしているものでございます。

以上になります。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費になります。

1節、8節につきましては、社会福祉費の産休に伴うパートタイム会計年度任用職員、子ども家庭支援員を任用するもので、その報酬及び費用弁償を予算措置するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2目児童措置費でございます。12節につきましては、児童手当のシステム改修に要する費用をお願いするものでございます。

3目母子福祉費につきましては、宮城県が支給事務を行います独り親世帯臨時特別給付金の申請受付事務に係る経費で、3節につきましては職員の時間外勤務に要する手当でございます。

11節につきましては、郵送料の予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。新規に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施、病後児保育施設整備に係る経費となります。

10節につきましては、新型コロナに関係する事業で、消耗品として手指消毒液等を購入するものでございます。

11節につきましては、病後児保育施設の電話回線設置及び通信料、建物の火災保険、12節につきましては病後児保育施設の警備保障を委託するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

13節につきましては、病後児保育施設のAEDや券売機の機械の借り上げ料、14節につきましては、病後児保育施設のフェンス設置及び上下水道工事による歩道舗装の本復旧、病後児保育の標識設置工事などの付帯工事、17節につきましては、もみじが丘保育所、また各児童館での新型コロナウイルス感染症対策での備品と、病後児保育施設への事務用品、防犯カメラ、遊具、電化製品などの備品を購入するものでございます。

18節につきましては、新型コロナウイルス感染症対策での消毒液や対応する備品購入への、認可保育園や民営の放課後児童クラブへの補助金を交付するものでございます。

5目児童館費につきましては、4節について、パートタイム会計年度任用職員の社会保険料に不足が生じたため予算措置をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

12ページになります。

27節につきましては、個別合併処理浄化槽特別会計への人件費調整分の減額補正をお願いするものでございます。

次に、2目予防費でございます。

10節でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発のための消耗品、さらに印刷製本費の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく2項1目廃棄物処理費になります。台風19号の被害に係る災害廃棄物処理費になります。

10節につきましては、災害廃棄物仮置場の重機の燃料代を減額するものであります。

12節につきましては、災害廃棄物の稲わら処理に係る業務委託料になります。処理に係る破碎業務の追加と、当初見込んでおりました処理量より多かったことによる増額になります。

13節につきましては、仮置場に係る敷き鉄板及び什器の借り上げ期間の延長によるものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。



農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、12ページ5款1項1目農業委員会費は人件費の調整でございますので、13ページをお願いいたします。

13ページの同じく2目農業総務費につきましても、こちらは人件費の調整でございます。

5目農地費につきましては、14節につきましては鶴巣大平地区の県道西川付近の右岸排水樋門を改修するもの及び落合三ヶ内井泥地区の農道の横断暗渠工を、経口を大きくして排水の流れをよくする改修工事を行うものでございます。なお、両改修工事とも県の市町村総合補助金を活用して実施するものでございます。

14ページをお願いいたします。

同じく27節農業集落排水事業特別会計の、これは繰出金でございまして、財源調整でございます。

同じく2項1目林業振興費7節は、森林環境譲与税の活用を検討するために、森林業務に精通いたします関係者による検討委員会の謝礼としての報奨金でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

同じく14ページでございます。

6款1項3目観光費18節でございますが、負担金につきましては、セツ森自然遊歩道入り口トイレの農業集落排水事業受益者分担金をお願いするものでございます。

15ページをお開き願います。

補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました南川湖畔はなまつり、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつりの各実行委員会の補助金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後3時とします。

午後2時50分 休憩

午後3時01分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

大変申し訳ございません。事項別明細書7ページのほうにお戻りください。

2款5項1目統計調査費でございます。今年度実施いたします国勢調査事務の事務補助員といたしまして、繁忙期に雇用いたしますフルタイム会計年度任用職員の給料につきましては、6月の補正の際に予算措置をいただいておりますが、今回実際に採用した職員が期末手当支給の対象職員であったため、期末手当及び社会保険料の補正をお願いするものでございます。

なお、通勤手当につきましては、実績見合いで減額をさせていただくものでございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、事項別明細書15ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、除雪作業の補助員に要します費用をお願いするものでございます。

10節につきましては、降雪時のスリップ注意等の看板費用、除融雪PR用チラシ作製費用及びマンホール等の段差擦りつけに要します費用をお願いするものでございます。

12節につきましては、昨年度の除融雪費用を除きました過去4か年の実績平均から当初予算でご承認いただきました費用を差引きました除融雪経費のほか、防雪柵設置、

撤去等の業務に要します費用をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

15節につきましては、道路補修用アスファルト乳剤及び融雪剤購入に要します費用をお願いするものでございます。

2目道路新設改良費の14節につきましては、（仮称）下草橋架設事業に伴いまして、橋梁計画高に合わせ道路計画高を上げますことから、既設法尻排水路の付替工事に要します費用のほか、防衛相補助事業によりまして、本年度当初予算にて調査設計を実施してございました町道流通平4号線の早期の効果発揮を図りますため、全線の舗装工事に要します費用をお願いするものでございます。

4目交通安全施設整備事業費の14節につきましては、町道吉岡宮床線のセンターライン及び外側線設置工事に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

4項2目下水道費の27節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の減額をお願いするものでございます。

3目公園費の11節につきましては、小野南中央公園の公園整備に伴い新設をいたします給水施設の申込み審査手数料に要します費用をお願いするものでございます。

18節につきましては、小野南中央公園に新設いたします給水施設の水道加入料をお願いするものでございます。

続きまして、5項1目住宅管理費の10節につきましては、中層住宅の明渡しに伴います内裝修繕のほか、排水管の詰まり等による管路高圧洗浄に要します費用をお願いするものでございます。

11節につきましては、中層住宅の明渡しに伴いますハウスクリーニングに要します費用をお願いするものでございます。

12節につきましては、国土交通省補助事業としまして、蔵下住宅2号棟外壁改修事業の設計業務に要します費用をお願いするものでございます。

2目子育て支援住宅建設費の12節につきましては、宮床地区に整備をいたします子育て支援住宅4棟分の設計業務に要します費用をお願いするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款消防費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います事業中止等により不要となった予算の減額補正等でございます。

1項2目非常備消防費につきましては、消防団火器演習宮城県消防総合大会の中止等に伴います減額であります。

8節は、訓練等に要します費用弁償の減額であります。

10節は、訓練に伴います各種消耗品、燃料費、食糧費等の減額であります。

13節は、訓練時の照明車の借り上げ料の減額であります。

17節は、訓練に要します機械器具費の減額であります。

次に、5目災害対策費につきましては、14節で指定避難所の表示板設置に要する費用であります。こちらはふれあいの森を指定避難所として指定しておりますが、看板が未設置でありましたので、設置を予定しているものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、9款1項教育総務費の2目事務局費は、新型コロナウイルス感染症対策による事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業費、志まなび塾事業費に係る補正でございます。

7節は、夢と希望と志を語る会及び志まなび塾の事業中止に伴う講師謝金の減額。

8節は、志まなび塾の中止に伴う旅費の減額。

10節の消耗品費は、夢と希望と志を語る会、土曜学習まほろば塾及び志まなび塾の中止に伴う事業費の9万5,000円の減額と、国の補助事業の学校保険特別対策事業による新型コロナウイルス感染症対策用消耗品代の77万7,000円の追加。食糧費は、夢と希望と志を語る会及び志まなび塾の中止に伴う研修の際の食事代等の減額。印刷製本費は、志まなび塾研修報告書に係る印刷代の減額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

11節は、志まなび塾の事業中止に伴う通信運搬費、手数料、保険料の減額。

12節は、こころのプロジェクト「ユメセン」事業及び土曜学習まほろば塾の事業中止に伴う減額。

13節は、夢と希望と志を語る会及び志まなび塾の中止に伴う減額でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う各小学校におけるプール授業の中止による補正でございます。

7節及び8節は、プール監視補助員に係る法賞金と費用弁償の減額でございます。

10節は、プール用薬品代等の消耗品費の減額。

11節は、プール水質検査手数料の減額。

12節は、施設の良い維持を図るため、プール清掃作業の業務委託料の追加をお願いするものでございます。

次に、2目教育振興費の8節は学習支援員等費用弁償調整分として、通勤手当不足分の旅費の追加をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費の14節は、小学校防犯カメラ設置工事と吉岡小学校小荷物専用昇降機部品交換工事の入札差金270万円の減額と、吉岡小学校において令和3年度に1学級増加が見込まれることから、現在会議室として使用しております教室を普通教室として使用し、会議室の機能を確保するため、2室ある音楽室のうち、床が階段状になっている音楽室の床をフラットに改修するための工事費330万円の追加をお願いするものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。

20ページをお願いいたします。

10節は国の補助事業の学校保険特別対策事業による新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品代の追加。

12節は、大和中学校体育館の巡視員が辞退したことにより、シルバー人材センターに巡視を委託するため追加をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。

10節及び14節は、大和中学校のテニスコート改修に係るもので、当初予算では需要費にテニスコート3面分のテニスコート用の特殊な砂とラインテープ及びテープを固定するくぎの購入費用を計上し、直営作業での改修を予定しておりましたが、砂の締固めのラインテープの設置や、ラインテープを固定する釘を1万本以上打ち込むなど、直営作業改修後に使用するコートの安全性と耐久性が懸念されることから、専門的な技術を有する施工業者をお願いしたいため、需用費を減額して工事請負費の追加をお願いするものでございます。

12節は、宮床中学校の進入路のり面部と階段付近の倒木するおそれのある樹木の伐採業務委託料の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長（村田晶子君）

続きまして、4項4目まほろばホール管理運営費でございます。

21ページをご参照お願いいたします。

10節であります、空調用冷温水制御弁交換と屋内消火栓設備のホース22本分の交換に要する費用であります。

11節であります、公用車の自動車保険の更新に伴い、等級変更による差額に要する費用であります。

12節であります、ホール開設時に設置しましたホールと学習等ホール全体の空調用冷温水発生装置等の経年劣化によるものでございます。状況改善のため、改修設置を行う設計業務の委託料であります。

13節であります、ホール内に設置しております自動体外式除細動器、AEDと言われるものでありますが、このリース期間満了により、レンタル料の変更による差額分であります。

それぞれ増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

10節につきましては、各教育ふれあいセンターの小破修繕に不足が見込まれますことから、修繕料の補正をお願いするものでございます。

14節につきましては、落合教育ふれあいセンターにあります、現在は使用していないプールにつきまして、老朽化が進んでおりますことから、周辺の方々の安全確保、近くでは子育て支援住宅も建設中であり、子供たちの安全確保のため、今回プールの解体撤去工事を行うものでございます。

続きまして、5項保健体育費4目学校給食センター費につきましては、職員の人件

費の調整に係るものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

失礼いたしました。

議案第69号になります。

議案書11ページをお開きください。

議案第69号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ382万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,416万3,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の33ページをお開きください。

歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整により減額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費については、2節から4節まで職員人件費の調整により減額するものでございます。

5款2項1目特定健康審査等事業費については、事業内容の性質により委託料から報奨金への組替を行うものであります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐土君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、議案書13ページをお願いします。併せて、別表大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）の39ページにつきましてもご準備をお願いいたしたいと思います。

議案第70号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,749万5,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、14ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別表事項別明細書の40ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目介護給付金負担金92万1,000円につきましては、令和元年度実績報告に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金でございます。

7款1項1目一般会計繰入金1,006万5,000円の減額につきましては、2節の人件費調整に伴います1,024万2,000円の減額並びに5節低所得者の保険料減額負担金17万7,000円の追加分の補正をするものでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金405万円の減額、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項1目繰入金1,975万7,000円につきましては、歳入歳出予算見合い分を計上するものでございます。

41ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般会計費395万5,000円の減額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、3款1項2目償還金1,680万5,000円の22節につきましては、令和元年度の精算分といたしまして、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、低所得者保険



料減額負担金の精算に伴います国・県社会保険診療報酬支払基金への償還金1,216万1,000円及び令和元年度給付費等繰入金の精算に伴います一般会計への償還金464万4,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費624万7,000円の減額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分の減額補正をお願いするものであります。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書15ページをお開きください。

議案第71号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,546万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書49ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの人件費調整分を繰入れするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までの職員の人件費調整分を増額するものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書17ページをお願いします。

議案第72号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ202万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ8億2,106万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の補正は、第3表の地方債補正によるものでございます。

19ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正で、追加でございます。

事項としまして、公営企業会計法適用支援業務であります。

現在、令和4年4月1日より公会計へ移行すべく、資産の調査を行っております。その調査を踏まえまして、勘定科目等の設定、予定開始貸借対照表の作成、新予算の編成、打切り決算書の作成等について支援をいただくものでございます。

期間は令和3年度から令和5年度までとし、限度額を733万7,000円とするものであります。

20ページをお願いします。

第3表地方債補正、変更であります。

起債の目的は、公共下水道事業で公会計移行に伴うもので、補正前2,480万円を、補正後2,920万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書54ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金であります。地方公営企業法適用支援について、農業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽事業からの負担金で、今回

支援業務を行うに当たり、各事業の割合を面積あん分として、公共下水道事業83.8%、農業集落排水事業12.7%、個別合併処理浄化槽事業3.5%と定めたことに伴い、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業とも負担金が減額となったことによるものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、次の5款繰越金について、補正額4,109万円を合わせました合計で4,209万円の全額補正計上したことなどによるもののほか、人件費の調整などによるものでございます。

7款町債1項1目下水道債について、公会計支援事業として440万円の増額をお願いするものであります。

55ページ、歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費2節、3節及び4節については、人件費の調整によるものであります。

12節については、公会計支援業務、計画策定等業務及び経営戦略策定業務を行うため、不足します460万8,000円の増額をお願いするもの。

続きまして、2項1目建設費については、2節、3節及び4節はいずれも人件費の調整によるものでございます。

12節につきましては、公共下水道事業のストックマネジメント業務の執行算について減額を行うもの。

56ページの14節工事請負費につきましては、12節の執行算の減額分を工事費に組替えを行い、次年度予定のマンホールポンプ場の機械電気設備更新工事を前倒しし、施設の長寿命化を行っていくもので、場所については鳥屋集会場及び小鶴沢、田町沢ポンプ場の2か所を予定するものであります。

2款公債費1項2目利子については、財源調整を行ったものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午後3時40分とします。

午後3時29分 休憩

午後3時38分 再開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、議案書21ページをお願いします。

議案第73号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ23万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ6,889万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第3表地方債の補正によるものでございます。

23ページをお願いします。

第2表債務負担行為であります。

事項としまして、公営企業法適用支援業務負担金及び公営企業会計システム負担金についてお願いするものであります。下水道事業3事業について、公営企業法への移行を行うことによるもので、大多数を占めます公共下水道事業において業務一括発注し、経費等の削減を図るため、下水道事業特別会計の負担金としてお願いするものであります。支援業務負担金については、期間、令和3年度から令和5年度までで、限度額93万2,000円。システム負担金については、令和3年度で33万6,000円をお願いするものであります。

次に、24ページをお願いします。

第3表地方債補正の変更であります。

目的については、公営企業会計適用債で、補正前690万円を、補正後590万円とするものであります。支援業務について、下水道事業特別会計補正予算において説明させていただきました負担割合の見直しに伴い減額となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

事項別明細書63ページをお願いします。

歳入であります。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、次の 4 款繰越金の補正額390万6,000円、合計で400万6,000円の前年度繰越額全額計上に伴うもののほか、人件費の調整に伴います減額補正であります。

6 款 1 項 1 目下水道債については、支援業務の負担割合変更に伴います減額をお願いするものであります。

続きまして、64ページ、歳出であります。

1 款農業集落排水事業 1 項 1 目一般管理費で、2 節、3 節及び 4 節は、いずれも人件費の調整によるものでございます。

18 節につきましては、公会計移行支援業務で、公営企業法システム負担金、公営企業会計法適用化計画策定負担金、経営戦略策定負担金であります。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書25ページをお願いします。

議案第74号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,381万2,000円とするものでございます。

2 項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

27ページをお願いします。

第2表債務負担行為であります。

新たに公営企業会計適用支援業務負担金及びシステム負担金であります。公会計移行に係る個別合併処理浄化槽特別会計の負担金であります。支援業務負担金については令和3年度から令和5年度までで、限度額を25万7,000円、システム負担金は令和3年度で限度額を9万3,000円お願いするものでございます。

次に、28ページをお願いします。

第3表地方債補正で、変更であります。

起債の目的は合併処理浄化槽整備事業で、公会計移行に伴うもので、変更前限度額1,080万円を、変更後910万円とするものであります。

支援業務について、面積あん分としたこと寄るもので、その変更によるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

事項別明細書71ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整のほか、次の5款繰越金の補正額369万4,000円、合計379万4,000円の前年度繰越金全額計上に伴う減額補正であります。

7款町債1項1目下水道債については、公会計支援業務の負担割合の変更に伴います減額補正であります。

72ページをお願いします。

歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目1目一般管理費の2節、3節及び4節は人件費の調整によるもの、10節につきましては浄化槽本体及び附属品のブロワーなどの修繕料について増額を、18節は公会計支援業務の負担割合変更に伴います減額であります。

2項合併処理浄化槽建設費1目については、2節、3節及び4節については、人権費の調整によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書29ページをお願いします。

議案第75号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、総則です。

令和2年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであり

ます。

第2条、収益的収入及び支出であります。

令和2年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

1款水道事業費用に22万1,000円を追加し、合計を9億1,929万円とし、1項営業費用にも同額を追加し、合計9億219万6,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中、2億44万8,000円を2億224万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億44万8,000円を2億224万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1款資本的支出に180万円を追加し、合計を3億7,616万2,000円とし、1項建設改良費にも同額を追加し、合計3億1,206万4,000円とするものでございます。

第4条議会の議決を得なければ流用することができない経費でございます。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1) 職員給与費について、4,677万9,000円とするものでございます。

事項別明細書79ページをお願いします。

令和2年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出1款水道事業費用1項1目浄配水費、節の給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入金額は、いずれも人件費の調整によるものでございます。

なお、手当についての増額については、時間外手当等によるものでございます。

印刷製本費につきましては、現在コンビニ納付の納付書については、テストに合格しました1者の随意契約となっており、競争性及び不慮の事故等により印刷等ができない状況も考えられますことから、コンビニ納付テストを事前に受けていただき、合格した業者により見積りを徴収することができるよう、テスト印刷を予定するものでございます。

次に、委託料であります。

銀行から月次残高証明発行業務について、現在は無料となっておりますが、本年10月より有料となる書面をいただいたことによりお願いするものでございます。

2目総係費の修繕費については、当初予算において電話の修繕を予定しておりましたが、今回電話機及び受信、発信などの制御をします交換機について購入するものとし、資本的収入及び支出の機械購入費に180万円を組替えるものであります。併せまして、水道事業所倉庫入り口のシャッター、全部で3基ございます。そのうちの1基

について不具合が発生し、閉まった状態となっております。その修繕を行うため、121万円をお願いするものでございます。組替額であります電話機等購入180万円の減とシャッター修繕費121万円の増、差引きますと59万円の減となるものでございます。80ページをお願いします。

資本的収入及び支出、1款資本的支出1項4目営業設備費の機械購入費については、資本的収入及び支出より組替します電話機及び制御交換機等の購入に要します180万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第65号から議案第75までの説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時54分 延 会